

福島市開発建築指導行政年報

令和5年版



福島市都市政策部開発建築指導課

目次

I 福島市開発建築行政の概要

1 市政概要

- (1) 位置と地勢…………… 1
- (2) 気候…………… 1
- (3) 人口…………… 1
- (4) 市域の変遷…………… 2
- (5) 地目別土地面積…………… 2

2 都市計画等概要

- (1) 県北都市計画（福島）総括図…………… 3
- (2) 用途地域及び用途地域の指定のない地域の建築規制…………… 4
- (3) 防火地域及び準防火地域…………… 5
- (4) 高度利用地区…………… 5
- (5) 壁面線…………… 5
- (6) 特別用途地区…………… 6
- (7) 多雪区域、積雪の単位重量、垂直積雪量…………… 6
- (8) 建築協定…………… 6
- (9) 風致地区…………… 6
- (10) 地区計画…………… 7
- (11) 宅地造成規制区域…………… 8
- (12) 都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく区域…………… 8

3 機構

- (1) 組織…………… 9
- (2) 事務分掌及び職員数…………… 9
- (3) 建築審査会…………… 10
- (4) 開発審査会…………… 10
- (5) 沿革…………… 11

II 建築行政事務

1 建築行政統計

- (1) 建築行政統計年度別総括表…………… 14
- (2) 建築確認申請等状況…………… 15
- (3) 確認済証等交付件数年度別…………… 16
- (4) 建築確認済工事種別…………… 18
- (5) 建築確認申請手数料収入実績…………… 18
- (6) 建築許可件数…………… 19
- (7) 建築認定件数…………… 19
- (8) 仮使用認定件数…………… 20
- (9) 公開聴聞会開催回数及び建築審査会開催回数…………… 20
- (10) 包括同意件数…………… 20
- (11) 道路位置指定…………… 20
- (12) 違反建築物取扱件数…………… 21
- (13) 違反処分…………… 21
- (14) 一斉公開建築パトロール実施状況…………… 22
- (15) 建築関係諸証明発行件数…………… 22
- (16) 概要書閲覧等件数…………… 22
- (17) 情報公開請求件数…………… 22
- (18) 建築関係諸証明発行等手数料収入実績…………… 23

2 建築着工統計

- (1) 工事届（建築基準法第 15 条）工事種別…………… 24
- (2) 工事届（建築基準法第 15 条）都市計画別…………… 24
- (3) 工事届（建築基準法第 15 条）建築物用途別…………… 24
- (4) 工事届（建築基準法第 15 条）新設住宅戸数、床面積、利用関係別…………… 25
- (5) 工事届（建築基準法第 15 条）床面積、工事費予定額、建築物構造別…………… 25
- (6) 工事届（建築基準法第 15 条）建築物階数別…………… 25
- (7) 工事届（建築基準法第 15 条）建築物階数、用途別…………… 25
- (8) 工事届（建築基準法第 15 条）建築物地区別…………… 26

3 各種報告等	(3) 開発許可受付件数	36
(1) 定期報告件数（特定建築物）	(4) 開発許可に伴う公共施設等概要	36
27	(5) 開発許可概要（市街化区域）	37
(2) 定期報告件数（防火設備）	(6) 開発許可概要（市街化調整区域）	37
27	(7) 開発許可概要地区別	38
(3) 定期報告件数（昇降機等）	(8) 開発許可区域区分地区別	38
27	(9) 開発審査会開催等回数、審査件数	39
(4) 立入指導件数	(10) 開発審査会審査件数審査基準別	39
28	(11) 包括同意件数	39
(5) 立入確認件数（風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律関係）	(12) 都市計画法第 34 条第 11 号の区域内における 建築の許可件数	40
28	(13) 都市計画法第 34 条第 11 号の区域内における 建築の許可件数区域別	40
(6) 中高層建築物指導要綱	(14) 都市計画法施行規則第 60 条証明件数	40
28	(15) 開発登録簿交付件数	40
(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律（建設リサイクル法）届出等件数	2 風致計画	
28	(1) 建築許可件数	41
(8) 全国一斉建設リサイクル法パトロール等 実施状況	3 地区計画	
29	(1) 地区計画届出件数	41
(9) 人にやさしいまちづくり条例	(2) 再開発等促進区届出件数	41
29	4 宅地造成等	
(10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律（バリアフリー新法）	(1) 宅地造成等許可制度	42
30	(2) 宅地造成等許可件数	43
(11) 浄化槽設置届	5 都市計画施設等の区域内における建築の許可	
30	(1) 都市計画法第 53 条の規定による建築の許可	43
(12) 地震被災建築物応急危険度判定	(2) 都市計画法第 53 条許可件数	43
30	6 開発許可等手数料	
(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律（建築物省エネ法）	(1) 開発許可関係等手数料収入実績	44
31	(2) 宅地造成等関係等手数料収入実績	45
4 各種助成事業等	(3) 開発許可関係諸証明発行等手数料実績	45
(1) 建築物耐震診断促進助成事業	IV 開発建築指導行政決算書（令和 4 年度）	46
31		
(2) 建築物耐震改修設計助成事業		
31		
(3) 建築物耐震改修工事助成事業		
32		
(4) ブロック塀等撤去助成事業		
32		
(5) 建築物アスベスト調査助成事業		
32		
5 その他の手数料		
(1) その他手数料収入実績		
32		
III 開発指導行政事務		
1 開発許可等統計		
(1) 開発許可等統計年度別総括表		
33		
(2) 開発許可制度		
34		

I 福島市開発建築行政の概要

1 市政概要

(1) 位置と地勢

本市は、福島県の北部に位置し、西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中心に開けており、南から北に向けて流れる阿武隈川に荒川、松川、摺上川等の河川が注いでいます。

東京から 280km、仙台から 80km の圏内にあり、東北新幹線と山形新幹線の分岐点、東北縦貫自動車道、東北中央自動車道などの高速交通網の整備により、首都圏と東北圏、あるいは太平洋圏と日本海圏の交通の結節点として、重要な位置を占めています。

市中心部には市のシンボル・信夫山が位置し、それを取り囲むように市街地が広がり、県都及び中核市として、また県北地方の中心都市として、行政、経済、教育等、各般にわたり重要な役割を果たしています。

また、北部及び北西部は、りんご、もも、なしなどの果物の生産が盛んであり、緑豊かな自然とともに温泉にも恵まれています。

北緯	東経	海拔	面積	広ぼう	
37° 45' 39"	140° 28' 29"	65.68m	767.72 km ²	東西 30.2 km	南北 39.1 km

(2) 気候

本市の気候は、盆地状の地形の影響を受け、夏と冬で寒暖の差が大きく、四季がはっきりした内陸性気候の特徴を示しています。

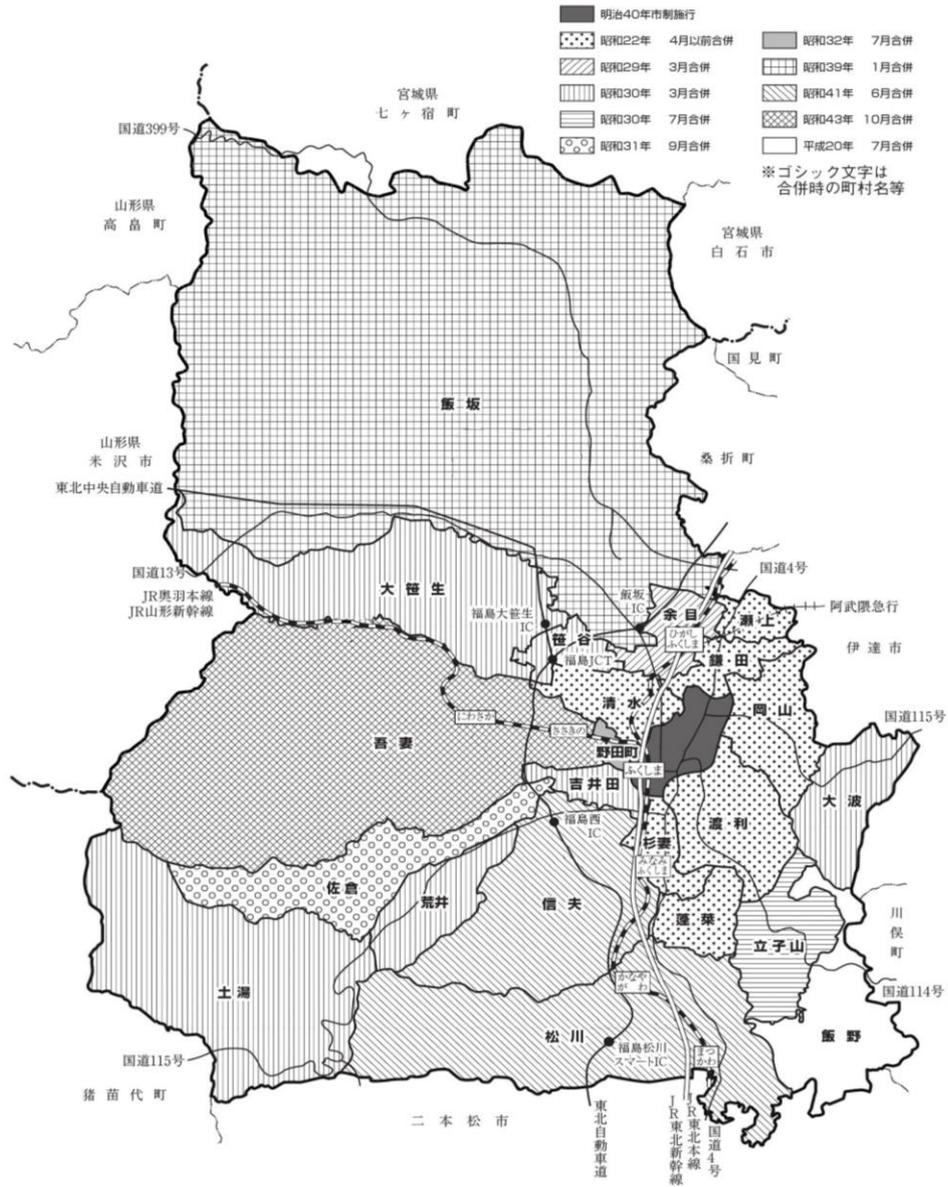
各季節間の気温差は比較的大きく、最近 30 年間の年間平均気温は 13.4℃、年間降水量は 1,200 mm前後となっています。

風については、夏は特に弱く、冬は比較的大きく、風向をみると、夏は北東風、南風が多く、夏以外は西風、北西風が多くなっています。

(3) 人口

年度	世帯数	人口			年度	世帯数	人口		
		男	女	計			男	女	計
M40	5,582	16,357	16,167	32,524	H2	89,068	134,593	142,935	277,528
T9	6,757	17,518	18,244	35,762	H7	97,483	138,417	147,337	285,754
S25	18,659	45,099	48,336	93,435	H12	104,553	141,000	150,121	291,121
S35	30,695	66,968	71,993	138,961	H17	108,728	140,013	150,856	290,869
S45	58,325	109,846	117,605	227,451	H22	113,074	140,723	151,867	292,590
S55	77,976	127,853	134,984	262,837	H27	122,269	144,690	149,557	294,247
S60	82,183	131,530	139,232	270,762	R2	121,919	138,190	144,503	282,693

(4) 市域の変遷



(5) 地目別土地面積

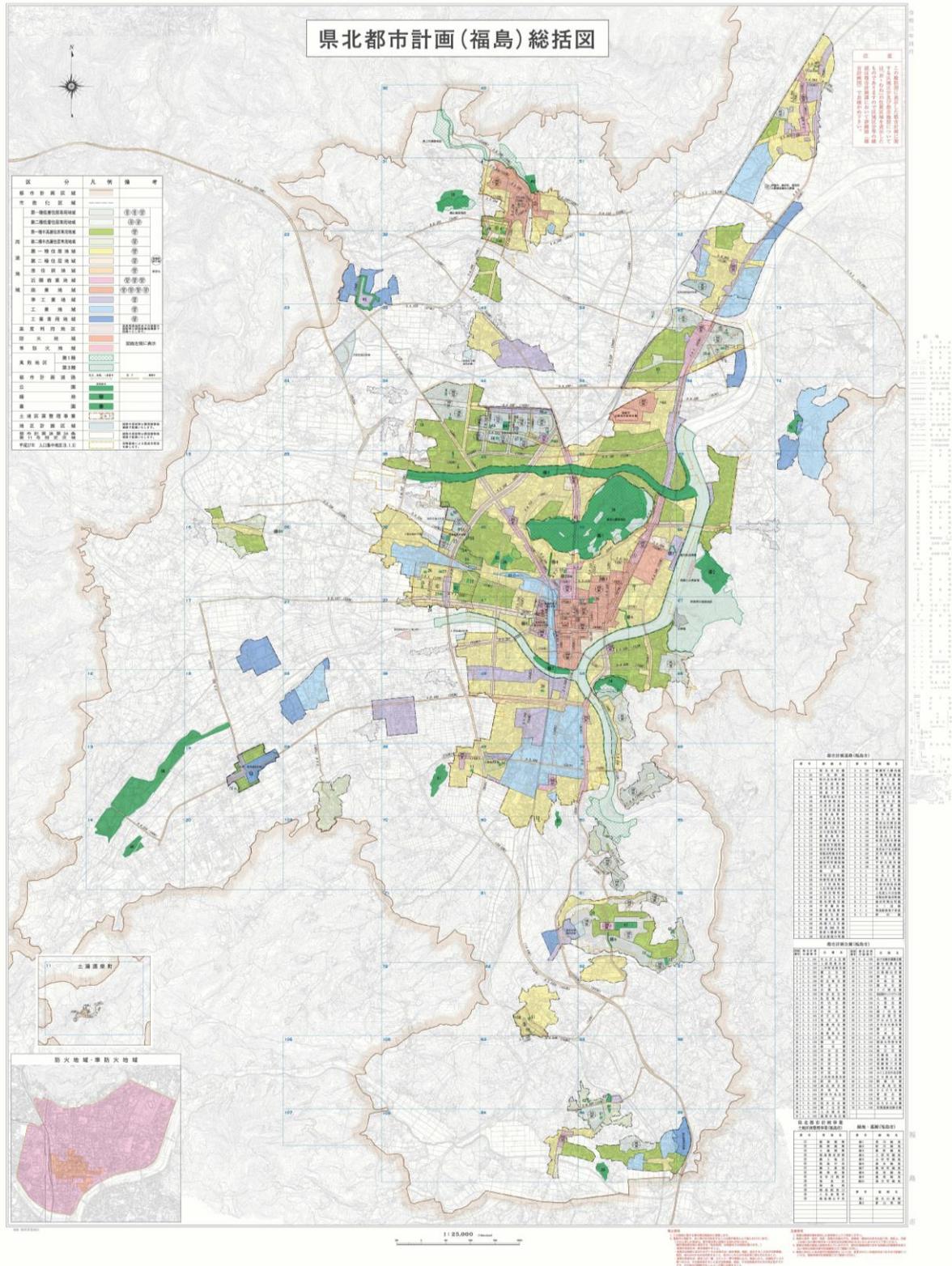
(令和5年1月1日現在)

地目	地積(k㎡)	割合(%)	地目	地積(k㎡)	割合(%)
田	36.66	4.78	畑	72.35	9.42
宅地	48.92	6.37	山林	137.91	17.96
原野	37.66	4.91	池沼	1.12	0.15
牧場	0.68	0.09	雑種地	22.42	2.92
その他	410.00	53.40			
			計	767.72	100.00

※資産税課資料により作成

2 都市計画等概要

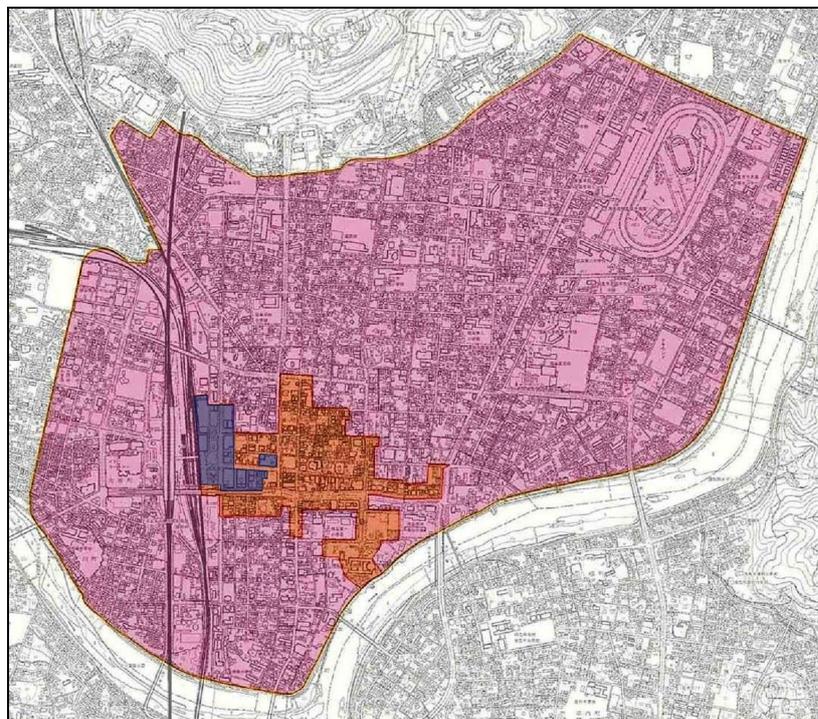
(1) 県北都市計画（福島）総括図



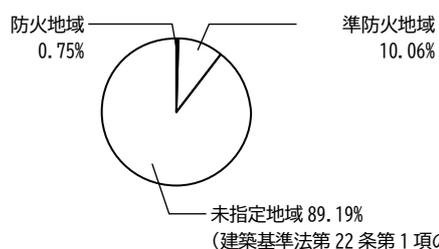
都市計画区域	22,874ha (市域面積の29.8%)	市街化区域	5,043ha	(22.0%)
		市街化調整区域	17,830ha	(78.0%)

(3) 防火地域及び準防火地域

種別	決定（当初）	決定（最終）	面積（ha）
防火地域	S28年4月17日	S59年12月21日	37.60
準防火地域	S24年11月16日	S59年12月21日	507.30
建築基準法第22条区域		S46年3月16日 S56年8月26日	県北都市計画区域のうち、防火、準防火地域を除いた区域 除外地域：上名倉及び庄野の一部（福島市民家園）



高度利用地区	
防火地域	
準防火地域	



市街化区域面積における防火・準防火地域面積の比率

(4) 高度利用地区

位置	容積率の最高限度 (%)	容積率の最低限度 (%)	建蔽率の最高限度 (%)	建築面積の最低限度 (㎡)	面積 (ha)
栄町	700	200	80	200	2.6
栄町・置賜町・陣場町	600	200	80	200	3.6
栄町・置賜町	650	200	70	200	0.9

(5) 壁面線

位置、指定地区	指定	外壁の後退距離 (m)	延長 (約 m)	高さ (指定部分)
本町万世町線 置賜町地内	S32年1月10日	万世町・置賜町 1.5	200	地盤面から3.0mまでの部分
本町万世町線 本町地内	S42年12月15日	本町 3.0	144	地盤面から3.0mまでの部分

(6) 特別用途地区

名称	指定地区	面積 (ha)
大規模集客施設制限地区 (床面積 10,000 m ² を超える店舗、映画館、飲食店、遊技場、展示場等)	21 地区 (準工業地域)	366.0

(7) 多雪区域、積雪の単位重量、垂直積雪量

区域	積雪の単位荷重	垂直積雪量
多雪区域	30N/m ² 以上	100 cm
土湯温泉町、飯坂町茂庭及び李平 大笹生、佐原、飯坂町中野、町庭坂、在庭坂及び桜本のうち標高 400 メートル以上の区域		
上記以外の区域	20N/m ² 以上	50 cm

(8) 建築協定

名称	認可	区画数	面積 (ha)
コモンライフ丸子建築協定	H3 年 12 月 27 日	35	10.17
美郷ガーデンシティ建築協定	H5 年 2 月 4 日	900	414.38
語らいの街方木田建築協定	H5 年 11 月 8 日	26	6.43

(9) 風致地区

名称	種別・許可基準											面積 (ha)	
	第 1 種 (ha)				第 2 種 (ha)				第 3 種 (ha)				
	建築物の高さの 最高限度(m)	建蔽率(%)	外壁の 後退距離(m)		建築物の高さの 最高限度(m)	建蔽率(%)	外壁の 後退距離(m)		建築物の高さの 最高限度(m)	建蔽率(%)	外壁の 後退距離(m)		
			道路	その他			道路	その他			道路		その他
8.0	20	3.0	1.5	12.0	30	2.0	1.0	15.0	40	2.0	1.0		
信夫山	164				0				46			210	
阿武隈川	62				0				611			673	
摺上川	49				0				6			55	
館山	16				0				0			16	
合計 (ha)	291				0				663			954	

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する地域地区です。

「都市の風致」とは、都市において水や緑などの良好な自然的景観であり、風致地区は、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。風致地区内において、行為の内容によっては、許可が必要となります。

・主な行為規制

建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退）

建築物等の色彩の変更

宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり）

木竹の伐採

(11) 宅地造成規制区域

名称	区域（各号に掲げる線で囲まれた区域）	面積（ha）
飯坂地区	農道殿上線、市道愛宕山線、市道愛宕西本線、農道音ヶ森線	4.9
信夫山地区	市道御山線、市道清水尻柿崎線、市道山居北原線、市道祓川北線、市道御山3号線、市道万世狐塚線、市道東光寺下養山線、市道西養山線、市道経大周囲線、市道道端線	242.0
渡利地区	市道大久保岩下1号線、市道柳小路1号線、市道74号線、渡利字平内町と同字丸田との字界、渡利字平内町と同字平ヶ森との字界、渡利字岡ノ内と同字平ヶ森との字界、渡利字東土人と同字平ヶ森との字界、渡利字東土人と同字来迎山との字界、渡利字向山と同字来迎山との字界、渡利字向山と同字寺ノ入との字界、渡利字同森と同字寺ノ入との字界、渡利と小倉寺との大字界、国道114号線	165.0
清水地区	伏拝字清水内と同字羽山岳との字界、伏拝字多杉と同字羽山岳との字界、市道大杉赤根坂線、国道4号線、伏拝字大杉と同字行人脇との字界、伏拝字内田と同字山合との字界、伏拝字山岸と同字諏訪平との字界、伏拝と黒岩との大字界、黒岩字沼端と同字諏訪山との字界、黒岩字沼ノ上と同字諏訪山との字界、黒岩字稲場と同字諏訪山との字界、黒岩字上ノ町と同字諏訪山との字界、黒岩字上ノ町と同字岩山との字界、阿武隈川、田沢と黒岩との大字界、市道南六角鋼屋線、市道神の前萩原線、市道神の前古浅川線、市道町下細町線、国道4号線、松川町浅川と清水町との大字界、平石と清水町との大字界、平石と伏拝との大字界、永井川と伏拝との大字界	752.0
合計（ha）		1,163.9

(12) 都市計画法第34条第11号の規定に基づく区域

名称	区域	面積（ha）
飯坂町平野原添地区	飯坂町平野字発股内、西海枝屋敷、恵名持前、恵名持屋敷、恵名持、西石堂、明堂下、明堂、南下里、北下里、石橋、田尻、西道下、原添及び遠原の各一部の区域	14.5
飯坂町平野館屋敷地区	飯坂町平野字西海枝屋敷、西海枝前、堰田、角下、館ノ前、茂庭田、寺脇、南中屋敷、館屋敷及び角屋敷の各一部の区域	9.9
飯坂町平野原東地区	飯坂町平野字久根角、久根郷、久根際、小三郎内、原東、林添、天平下及び遠東の各一部の区域	3.6
笹谷寺西地区	笹谷字中町、上町、町裏、出水頭、新町、寺町、南金屋、寺西、中金屋、中ノ畑、鍛冶原、吉原及び町前の各一部の区域	11.9
笹谷前田地区	笹谷字古前原、橋本、原町、上屋敷、前田、前田東及び北前田の各一部の区域 北沢又字大谷地境の一部の区域	8.1
北沢又馬除地区	北沢又字狐塚、大和田、古屋敷南、古屋敷西、馬除、東馬除、馬除西、明神林及び稲荷の各一部の区域	6.5
南沢又西原地区	南沢又字原町越、小堰、古館、明神北、高木及び西原の各一部の区域	3.9
南沢又玄場町地区	南沢又字本田、石橋、玄場町、南玄場、道合、小堰、古館、明神北、高木及び西原の各一部の区域	10.2
町庭坂湯町地区	町庭坂字宮下、割石、金腐、森ノ前、大膳橋及び湯町の各一部の区域	6.4
仁井田中川原地区	仁井田字谷地南、谷地北、中川原、下鎌、上台、石塚、葉貫田、十王川原、前的場及び田中の各一部の区域	7.6
吉倉竹ノ内地区	吉倉字松木内、竹ノ内、山神及び桜内の各一部の区域	10.2
上鳥渡茶中地区	上鳥渡字田中内南、田中内前、田中内、観音寺、茶畑北、茶中、茶畑及び牛沢の各一部の区域 下鳥渡字上川原の一部の区域	10.7
山口館越地区	山口字上中田の全部の区域 山口字町東、町尻、中田、文知摺前、雷、町田、館越、三本松及び沼田の各一部の区域 岡部字前田、根深、西原及び館の各一部の区域	15.9
合計（ha）		119.4

3 機構

(1) 組織



(2) 事務分掌及び職員数

課長 (土)	1
指導係	(7)
課長補佐兼係長 (建)	1 ・建築基準法に基づく許可・認可、違反建築物の指導に関すること。
技査 (建)	4 ・建築物に関する調査、証明、統計、定期報告に関すること。
副技査 (建)	1 ・指定道路台帳の整備に関すること。
任用職員	1 ・建築基準法に関する道路の確認。 ・建築物の耐震改修促進計画に関すること。 ・建設リサイクル法に基づく分別解体の届出に関すること。
開発審査係	(8)
係長 (土)	1 ・都市計画法に基づく開発行為等の指導及び審査に関すること。
主任 (事) (再任用)	1 ・宅地造成等規制法に関すること。
主査 (事)	1 ・風致地区内における建築行為等の指導に関すること。
主事 (事)	1 ・地区計画区域内における建築行為等の指導に関すること。
副技査 (土)	2
技師 (土)	1
任用職員	1
建築審査係	(5)
係長 (建)	1 ・建築確認申請の審査、検査に関すること。
技査 (建)	2 ・建築物における人にやさしいまちづくり条例に関すること。
副技査 (建)	1 ・建築物省エネ法に関すること。
任用職員	1 ・バリアフリー法の審査、検査に関すること。
職員数	21 (建築主事) 2 (建築監視員) 2

(3) 建築審査会

建築基準法第 78 条及び福島市建築審査会条例（昭和 48 年 3 月 29 日条例第 24 号）の規定に基づき設置された附属機関。

建築基準法に規定する特定行政庁の例外許可などの一定の行政処分に対する同意審議、特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する調査審議及び建議を行う。

設置年月日 昭和 48 年 4 月 1 日
任 期 令和 4 年 3 月 27 日～令和 6 年 3 月 26 日

分野	氏名	組織・団体名	職名
法律	倉持恵	福島県弁護士会福島支部	委員
経済	菊池壯藏	元福島大学	会長
建築	渡辺章	(公社) 福島県建築士会福島支部	委員
建築	鈴木深雪	(公社) 福島県建築士会福島支部	委員
都市計画	小林敬一	福島県都市計画審議会	委員
公衆衛生	岡野誠	(一社) 福島市医師会	委員
行政	西田奈保子	福島大学	会長職務代理者

(4) 開発審査会

都市計画法第 78 条の規定に基づき設置された附属機関。

都市計画法に規定する審査請求に対する裁決、市街化調整区域における開発行為又は建築行為の許可に係る審議を行う。

設置年月日 平成 30 年 5 月 7 日
任 期 令和 4 年 5 月 25 日～令和 6 年 5 月 24 日

分野	氏名	組織・団体名	職名
法律	渡辺慎太郎	福島県弁護士会福島支部	委員
経済（商業）	追分富子	福島商工会議所	委員
経済（農業）	穴戸薫	福島市農業委員会	委員
都市計画	川崎興太	福島大学	委員
建築	後藤由美子	(公社) 福島県建築士会福島支部	会長職務代理者
公衆衛生	杉浦真由美	福島市保健所	委員
行政	樋口良之	福島大学	会長

(5) 沿革

明治	40.	4.	福島市市制施行（戸数 5,251 戸、人口 31,835 人、面積 8.82k m ² ）
昭和	4.	7.	20 都市計画区域（4,116ha）の決定
	10.	5.	9 用途地域（1,976ha）の決定 信夫山風致地区（第 1 種 164ha 第 3 種 46ha）の決定 阿武隈川風致地区（第 1 種 62ha 第 3 種 611ha）の決定
	12.	7.	信夫郡野田村の一部を編入
	18.	12.	9 都市計画区域（11,209ha）の決定（編入）
	22.	2.	信夫郡渡利村、杉妻村を合併
	22.	3.	信夫郡清水村、岡山村、鎌田村、瀬上町を合併、吉井田村の一部を編入
	23.	4.	22 摺上川風致地区（第 1 種 49ha 第 3 種 6ha）の決定 館山風致地区（第 1 種 16ha）の決定
	24.	11.	16 防火地域及び準防火地域（535ha）の決定
	25.	5.	24 建築基準法制定（昭和 25 年法律第 201 号） 市街地建築物法（大正 8 年法律第 37 号）廃止
	25.	11.	23 建築基準法施行
	26.	1.	24 建築基準法第 42 条第 2 項の道路指定（県指定）
	26.	8.	7 福島県建築基準法施行条例制定
	28.	4.	17 防火地域（8ha）及び準防火地域（536ha）の決定（変更）
	29.	3.	信夫郡余目村を合併
	30.	3.	信夫郡笹谷村、大笹生村、吉井田村、荒井村、土湯村を合併、伊達郡霊山町の一部を編入
	30.	7.	伊達郡立子山村を合併
	31.	1.	14 都市計画区域（12,444ha）の決定（編入）
	31.	9.	信夫郡佐倉村を合併
	32.	1.	10 建築基準法第 46 条の壁面線（置賜町 200m）指定
	32.	7.	信夫郡吾妻村の一部（野田）を編入
	36.	9.	13 防火地域（21ha）及び準防火地域（523ha）の決定（変更）
	39.	1.	信夫郡飯坂町を合併
	40.	4.	23 防火地域（23ha）及び準防火地域（521ha）の決定（変更）
	41.	6.	信夫郡松川町、信夫村を合併
	42.	12.	15 建築基準法第 46 条の壁面線（本町 144m）指定
	43.	6.	15 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）制定（全部改正） 都市計画法（大正 8 年法律第 36 号）廃止
	43.	10.	信夫郡吾妻町を合併
	44.	3.	26 宅地造成規制区域（飯坂 4ha 信夫山 242ha 渡利 165ha 清水町 752ha）の決定
	44.	6.	14 都市計画法施行
	45.	9.	1 県北都市計画区域（22,800ha）の決定
	45.	10.	15 市街化区域（4,192ha）及び市街化区域（18,608ha）の決定（線引き）
	46.	3.	16 建築基準法第 22 条の区域指定
	47.	3.	31 高度利用地区（2ha）の決定
	48.	3.	26 福島市建築基準法施行細則（昭和 48 年規則第 3 号）制定 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和 48 年規則第 4 号）制定
	48.	3.	29 福島市建築審査会条例（昭和 48 年条例第 24 号）制定
	48.	4.	1 建設部に建築指導課（指導係・審査係）の設置・特定行政庁の発足 定期検査報告制度（昇降機等） 住宅金融公庫関係業務（個人住宅）受託
	48.	11.	9 用途地域（4,192ha）の決定（細分化） 防火地域（34ha）及び準防火地域（510ha）の決定（変更）
	49.	2.	15 福島市開発事業指導要綱施行
	49.	7.	1 福島市建築行政モニター設置要綱施行
	51.	3.	17 福島市建築計画概要書等閲覧規程（昭和 51 年告示第 34 号）制定
	51.	11.	1 福島市開発行為連絡協議会設置要綱施行
	52.	10.	1 福島市建築物の建築に関する指導要綱施行
	53.	4.	1 福島市電波障害防止に関する指導要綱施行
	54.	4.	1 定期検査報告制度（特殊建築物・昇降機等）
	56.	1.	20 建築基準法第 42 条第 2 項の道路指定（市指定）
	56.	4.	1 住宅金融公庫関係業務（個人住宅・団体貸付）受託
	56.	12.	15 高度利用地区（1ha）の決定
	59.	10.	26 福島駅西口駅前地区計画（10ha）の決定
	59.	12.	21 防火地域（37ha）及び準防火地域（507ha）の決定（変更） 高度利用地区（3ha）の決定
	61.	3.	3 建築基準法第 56 条の 2 ただし書きの規定による許可に関する福島市建築審査会事務処理要領施行
	61.	4.	1 住宅用家屋証明事務取扱要領施行 建築関係諸証明交付事務処理要領施行 名義変更届出等の事務処理要領施行
	61.	4.	24 福島市既存建築物総合防災対策推進計画要綱施行
	61.	6.	1 福島市道路位置指定要綱施行
	63.	10.	20 福島市違反建築物取締要綱施行

- 平成 1. 3. 10 蓬萊西部地区計画（12ha）の決定
1. 3. 27 福島市建築協定条例（平成元年条例第 18 号）制定
1. 3. 31 福島市建築協定条例制定規則（平成元年規則第 8 号）制定
 福島市建築協定公聴会規則（平成元年規則第 9 号）制定
 福島市建築協定縦覧規則（平成元年規則第 10 号）制定
1. 4. 1 福島市総合的設計による一団地の建築物の認定指針施行
3. 2. 22 大森地区計画（15ha）の決定
3. 10. 1 福島市中高層建築物の建築に関する指導要綱施行
3. 12. 27 建築協定（丸子 1ha）の認可
4. 6. 30 県北都市計画区域（22,811ha）の決定（変更）
 市街化区域（4,834ha）の見直し（編入）
 上名倉・荒井地区計画（50ha）の決定
 松川地区計画（22ha）の決定
4. 9. 14 福島駅周辺地区計画（10ha）の決定
4. 12. 25 福島市地区計画において定められる再開発等促進地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年条例第 50 号）制定
5. 2. 4 建築協定（美郷 41ha）の認可
5. 11. 8 建築協定（方木田 0.6ha）の認可
7. 3. 17 福島県人にやさしいまちづくり条例（平成 7 年条例第 22 号）制定
7. 4. 1 機構改革により建設部から都市開発部（指導係・審査係）
 建築確認支援システム運用開始
8. 5. 31 用途地域（4,834ha）の決定（細分化）
 福島北地区計画（120ha）の決定
 福島西地区計画（58ha）の決定
9. 4. 1 福島市不適合既存建築物届取扱い要綱施行
9. 4. 15 建築物の耐震改修の促進に関する事務処理要綱施行
11. 4. 30 福島市建築基準法施行細則（平成 11 年規則第 25 号）全部改正
 福島市地区計画において定められる再開発等促進地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例制定規則（平成 11 年規則第 26 号）制定
12. 4. 1 屋外広告物法に関する事務の権限委譲
 建築確認支援新システム運用開始
12. 10. 23 建築基準法第 43 条第 1 項ただし書きの規定による許可に係る包括同意基準制定
 建築基準法第 44 条第 1 項ただし書きの規定による同項第 2 号の許可に係る包括同意基準制定
13. 3. 28 福島市景観条例（平成 13 年条例第 25 号）制定
13. 4. 1 建築基準法第 7 条の 3 の中間検査指定
13. 4. 10 県北都市計画区域（22,874ha）の決定（変更）
 市街化区域（5,029ha）の見直し（編入）
13. 5. 18 福島市開発登録簿閲覧規則（平成 13 年規則第 35 号）制定
13. 12. 28 福島市法定外公共物の管理に関する条例（平成 13 年条例第 41 号）制定
14. 3. 20 福島市法定外公共物の管理に関する条例制定規則（平成 14 年規則第 9 号）制定
14. 3. 29 福島市都市計画法施行細則（平成 14 年規則第 19 号）制定
14. 4. 1 福島市開発行為等指導要綱施行（全部改正）
 福島市開発工事完了検査要領施行
 福島市大規模土地利用事前指導要綱施行
 福島市大規模開発事前指導要綱施行
 福島市違反開発行為等事務処理要領施行
 福島市開発行為連絡協議会設置要綱施行（全部改正）
 福島市開発行為等設計基準制定
14. 5. 30 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行
 特定建設資材の分別解体に関する事務取扱要領施行
14. 12. 2 福島市保存建築物の適用除外指定事務取扱要領施行
15. 2. 24 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務要綱施行
15. 3. 28 都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成 15 年条例第 24 号）制定
 福島市宅地造成等規制法施行細則（平成 15 年規則第 21 号）制定
15. 4. 1 機構改革により都市開発部から都市政策部（指導係・開発審査係・建築審査係）
 宅地造成等規制法に関する事務の権限委譲
 福島市エネルギーの使用の合理化に関する法律に係る事務処理要綱施行
16. 4. 1 福島市用途地域の指定のない地域の建築規制施行
18. 4. 1 既存建築物におけるアスベスト除去に関する指導基準施行
18. 5. 15 福島市木造住宅耐震診断促進事業実施要綱施行
19. 4. 1 福島市建築物の建築に関する指導要綱廃止
 福島市建築物等の道路に関する指導要綱施行
20. 2. 福島市耐震改修促進計画制定
20. 7. 伊達郡飯野町を合併
20. 10. 1 都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく区域（13 地区）指定の決定
22. 3. 16 福島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成 22 年条例第 1 号）制定
 大規模集客施設制限地区（21 地区）の決定
23. 3. 福島市耐震改修促進計画改定
23. 4. 15 福島市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱施行

- 24. 4. 2 福島市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱施行
- 24. 12. 27 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 24 年条例第 42 号）制定
福島市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 24 年規則第 52 号）制定
- 25. 3. 22 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例制定規則（平成 25 年規則第 6 号）制定
- 26. 5. 27 市街化区域（5,043ha）の見直し（編入）
用途地域（5,043ha）の決定（見直し）
- 26. 6. 2 福島市建築物耐震診断促進助成事業補助金交付要綱施行
- 27. 10. 26 福島市建築物耐震改修設計助成事業補助金交付要綱施行
- 27. 11. 1 福島市耐震改修促進計画改定
- 27. 11. 12 福島市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 27 年規則第 47 号）制定
- 28. 3. 31 福島市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 28 年規則第 59 号）制定
- 28. 4. 1 機構改革により指導係から分割し、空き家対策係を設置
定期検査報告制度（特殊建築物・防火設備・昇降機等）
- 28. 8. 3 福島市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年規則第 66 号）制定
- 29. 12. 1 大笹生地区計画（20ha）の決定
- 30. 1. 12 福島市開発審査会条例（平成 30 年条例第 41 号）制定
福島市景観条例（平成 30 年条例第 50 号）制定（全部改正）
- 30. 3. 26 福島市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に関する事務処理要綱施行
- 30. 3. 30 福島市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成 30 年規則第 49 号）制定
- 30. 4. 1 中核市へ移行
- 30. 9. 4 飯坂町平野地区計画（2ha）の決定
仁井田地区計画（2ha）の決定
八島田地区計画（4ha）の決定
南沢又地区計画（2ha）の決定
- 30. 10. 18 福島市ブロック塀等撤去助成事業補助金の交付等に関する要綱施行
- 31. 4. 1 機構改革により屋外広告物法に関する事務を廃止、都市計画課へ配置替え
- 令和 2. 4. 1 機構改革により空き家対策係を廃止、住宅政策課へ配置替え
- 2. 6. 1 福島市建築物吹付けアスベスト調査助成事業補助金交付要綱施行
- 2. 6. 29 福島市消防同意等事務処理規程（令和 2 年消防本部訓令第 1 号）制定
- 3. 4. 1 市街化調整区域での線引き前住宅建て替え制限緩和
- 4. 3. 16 開発建築指導課災害対策本部要綱施行
- 4. 4. 1 災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）における開発の原則禁止（都市計画法第 33 条第 1 項第 8 号関係）
災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）からの移転を促進するための開発許可の特例（都市計画法第 34 条第 8 号の 2 関係）
市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化（都市計画法第 34 条第 11 号及び 12 号関係）

II 建築行政事務

1 建築行政統計

(1) 建築行政統計年度別総括表

		H30	R1	R2	R3	R4
確認申請	確認済証交付件数	1,685	1,663	1,318	1,650	1,363
	計画変更確認済証件数（上記内数）	159	145	94	140	111
	中間検査合格証交付件数	308	504	407	391	326
	完了検査済証交付件数	1,435	1,463	1,259	1,388	1,265
計画通知	確認済証交付件数	53	33	53	33	26
	計画変更確認済証件数（上記内数）	7	6	8	5	6
	中間検査合格証交付件数	-	-	-	-	-
	完了検査済証交付件数	35	33	43	23	23
建築許可件数		19	9	18	14	9
建築認定件数		71	41	48	40	
仮使用認定件数		6	8	1	1	1
公開聴聞会開催回数						
建築審査会開催回数			1	1		
包括同意件数		19	9	19	14	15
道路位置指定		24	22	23	17	12
違反建築物取扱件数		62	41	41	52	21
建築関係諸証明発行件数		343	416	454	462	424
建築計画概要書閲覧件数				132	109	91
中高層建築物指導要綱建築工事申出書件数		13	11	16	8	10
建設リサイクル法届出等件数		780	747	687	797	803
建設リサイクル法通知等件数		150	121	147	120	218
写し交付（建築計画概要書）件数			1,557	1,611	1,801	1,822
写し交付（道路協議書）件数			487	405	489	460
写し交付（位置指定道路）件数			418	432	489	418

(2) 建築確認申請等状況

都市計画区域内において建築基準法第6条第1項第1号から第4号の建築物を建築する場合や、都市計画区域外において建築基準法第6条第1項第4号以外の建築物を建築する場合は、建築主事又は民間機関（国土交通大臣又は福島県知事の指定を受けた民間の確認検査機関）に建築確認申請を行い、確認済証の交付を受けなければ工事に着手することができません。

また、工事が完成した場合は、完了検査申請を行い、完了検査済証の交付を受けなければなりません。さらに、指定工程を含む建築物は安全性確保のため、指定工程に係る工事の完了段階で、中間検査も義務づけられています。工作物の築造や昇降機等の建築設備を設置する場合も同様に、建築確認申請や完了検査申請が必要となります。

国や都道府県、市の建築物、建築設備等の建築をする場合は、建築基準法第18条の規定により、建築主事に計画通知（建築確認申請に代わる）を提出することが義務づけられています。

単位：件数

区分	建築物			建築設備	工作物	計		
	1号～3号	4号	小計					
確認申請	確認申請 受付件数	福島市	10 (3)	16	26 (3)	4	11 (1)	41 (4)
		民間機関	169 (28)	1,129 (78)	1,298 (106)	16	14	1,328 (106)
		計	179 (31)	1,145 (78)	1,324 (109)	20	25 (1)	1,369 (110)
	確認済証 交付件数	福島市	7 (2)	14	21 (2)	3	12 (1)	36 (3)
		民間機関	171 (29)	1,126 (79)	1,297 (108)	16	14	1,327 (108)
		計	178 (31)	1,140 (79)	1,318 (110)	19	26 (1)	1,363 (111)
	中間検査合格証 交付件数	福島市	0	1	1	-	-	1
		民間機関	19	306	325	-	-	325
		計	19	307	326	-	-	326
	検査済証 交付件数	福島市	2	9	11	1	4	16
		民間機関	158	1,064	1,222	14	13	1,249
		計	160	1,073	1,233	15	17	1,265
計画通知	確認済証交付件数	9 (4)	9 (2)	18 (6)	6	2	26 (6)	
	中間検査合格証交付件数	-	-	-	-	-	-	
	検査済証交付件数	7	6	13	6	4	23	

() 内は内数で計画変更件数

第1号 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、倉庫、自動車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える特殊建築物（令和元年6月24日までは100㎡）

第2号 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの

第3号 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

第4号 前各号該当以外の建築物

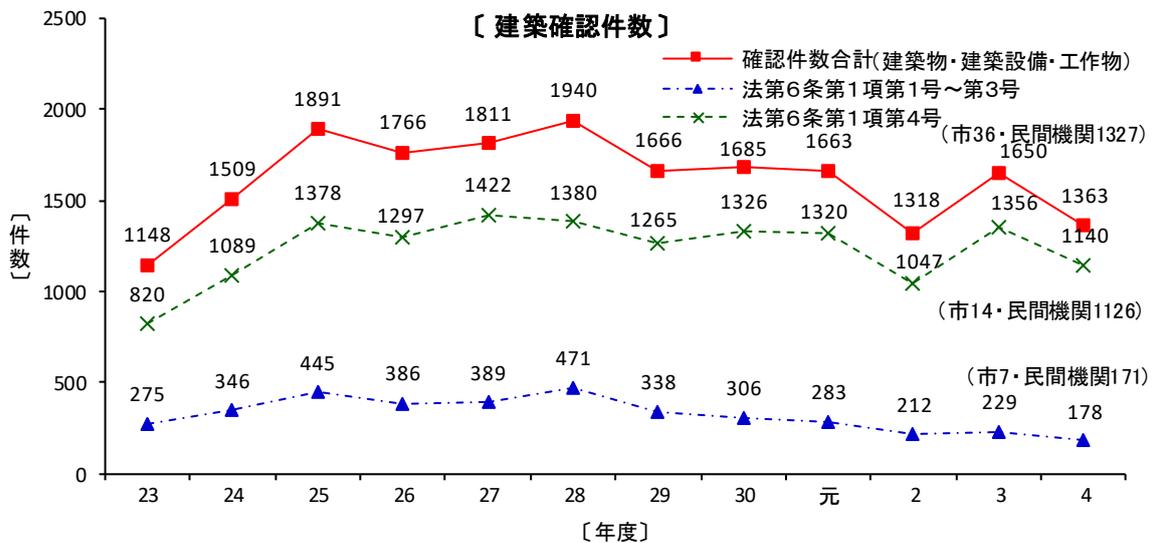
建築設備 法第87条の2の規定により政令で定めるもの（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等）

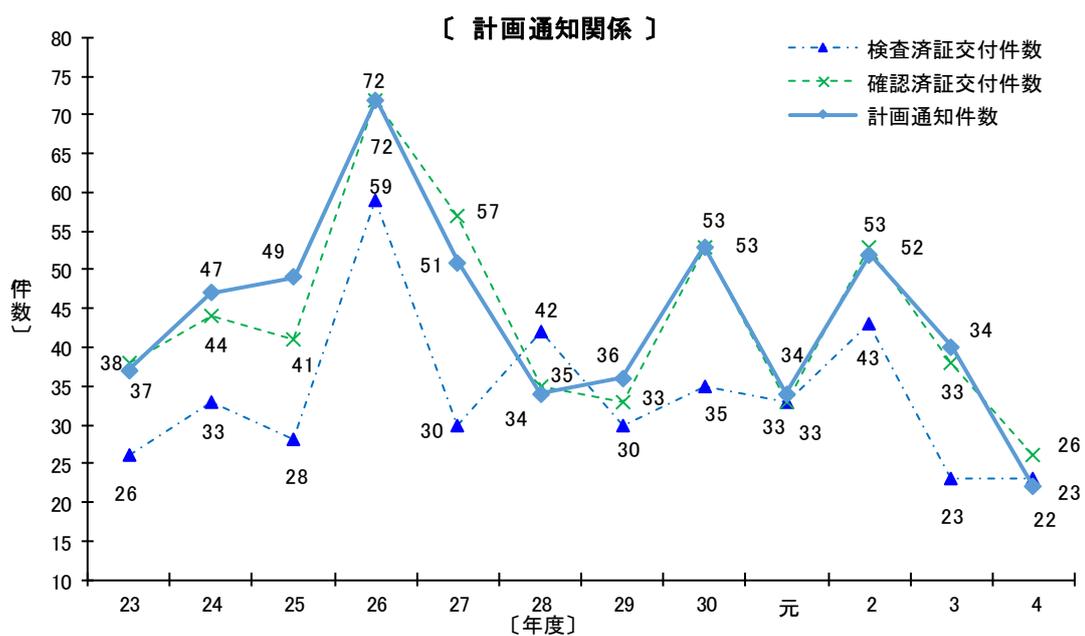
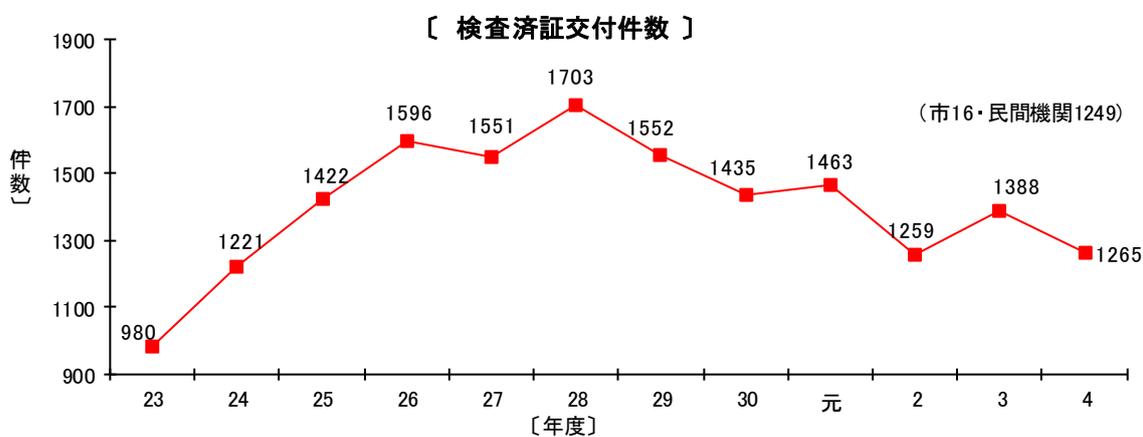
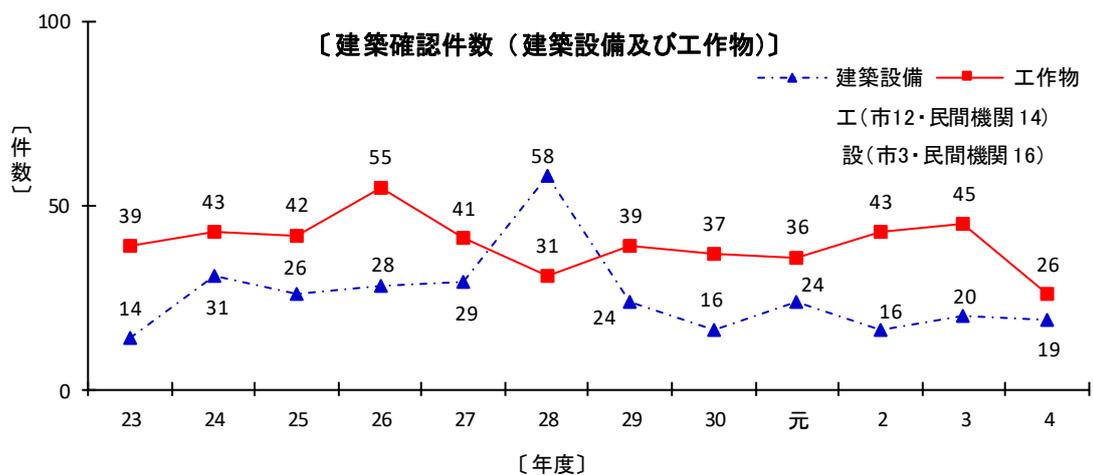
工作物 法第88条第1項（煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等）又は2項（製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等）の規定により政令で定めるもの

(3) 確認済証等交付件数年度別

単位：件数

区分		S48	S55	S60	H元	H5	H10	H12	H15	H20	H25	H30	R3	R4		
確認済証交付件数	建築物	1号 ～ 3号	福島市	528	547	585	857	775	738	462	193	74	25	16	6	7
		民間機関							192	274	225	420	290	223	171	
		計		528	547	585	857	775	738	654	467	299	445	306	229	178
	建築物	4号	福島市	3,573	2,572	1,762	1,675	1,810	1,412	630	236	111	32	15	20	14
		民間機関							881	1,192	1,037	1,346	1,311	1,336	1,126	
		計		3,573	2,572	1,762	1,675	1,810	1,412	1,511	1,428	1,148	1,378	1,326	1,356	1,140
	計	福島市	4,101	3,119	2,347	2,532	2,585	2,150	1,092	429	185	57	31	26	21	
		民間機関							1,073	1,466	1,262	1,766	1,601	1,559	1,297	
		計		4,101	3,119	2,347	2,532	2,585	2,150	2,165	1,895	1,447	1,823	1,632	1,585	1,318
	建築設備	福島市	105	21	27	45	24	51	23	23	13	8	6	3	3	
		民間機関							1	9	13	18	10	17	16	
		計		105	21	27	45	24	51	24	32	26	26	16	20	19
工作物	福島市	55	50	64	86	86	129	91	53	43	14	14	8	12		
	民間機関							6	5	22	28	23	37	14		
	計		55	50	64	86	86	129	97	58	65	42	37	45	26	
計			4,261	3,190	2,438	2,663	2,695	2,330	2,286	1,985	1,538	1,891	1,685	1,650	1,363	
計画通知	確認済証 交付件数	建築物	101	68	127	104	107	39	39	39	26	38	34	24	18	
		建築設備	9	6	4	2	10	8	7	5	2	1	15	2	6	
		工作物	3	2	6	2	19	5	4	3		2	4	7	2	
		計	113	76	137	108	136	52	50	47	28	41	53	33	26	
	検査済証 交付件数	建築物	19	54	104	108	62	47	30	36	18	24	22	11	13	
		建築設備	5	4	1	2	8	11	5	3	3	2	11	5	6	
		工作物	5	1	1	2	10	2	5	4	2	2	2	7	4	
		計	29	59	106	112	80	60	40	43	23	28	35	23	23	





(4) 建築確認済工事種別

区分	H30			R1			R2			R3			R4		
	市	民間	計	市	民間	計	市	民間	計	市	民間	計	市	民間	計
新築	11	1,247	1,258	13	1,293	1,306	10	1,024	1,034	10	1,262	1,272	12	1040	1052
増築	12	198	210	12	136	148	7	120	127	11	153	164	4	148	152
改築		1	1				3		3		1	1	1		1
移転															
用途変更	1	6	7	0	6	6	1		1	1	7	8	1	2	3
大規模の修繕							1		1		1	1			
大規模の模様替													1	1	2
計	24	1,452	1,476	25	1,435	1,460	22	1,145	1,166	22	1,424	1,446	19	1191	1210

※計画通知及び計画変更の件数を除く

※1件の申請に工事種別が複数含まれる場合は、各々に計上

(5) 建築確認申請手数料収入実績

区分 (単位：㎡)	手数料(円)					件数				収入金額(円)					
	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	中間検査あり	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計	
30	8,000	8,000	13,000	14,000	12,000	6	1		3		48,000	8,000		42,000	98,000
30 ~ 100	15,000	15,000	16,000	16,000	15,000	4			3		60,000			48,000	108,000
100 ~ 200	23,000	23,000	20,000	22,000	20,000	7 ⁽¹⁾	1	1	1	1	161,000	23,000	20,000	42,000	246,000
200 ~ 500	29,000	29,000	28,000	29,000	28,000	2 ⁽¹⁾			2		58,000			58,000	116,000
500 ~ 1,000	51,000	51,000	45,000	49,000	46,000	1					51,000				51,000
1,000 ~ 2,000	71,000	71,000	60,000	67,000	63,000										
2,000 ~ 10,000	212,000	212,000	135,000	157,000	151,000										
10,000 ~ 50,000	330,000	330,000	209,000	241,000	235,000										
50,000 ~	647,000	647,000	427,000	488,000	482,000										
小計						20 ⁽³⁾	2 ⁽¹⁾	1	9	1	378,000	31,000	20,000	190,000	619,000
建築設備	昇降機	14,000	7,000	17,000	18,000	16,000	4			1	56,000			18,000	74,000
	子荷物専用昇降機	7,000	4,000	-	11,000	-									
工作物	12,000	12,000	6,000	13,000	13,000	10	1		3		120,000	6,000		39,000	165,000
小計						14	1		4		176,000	6,000		57,000	239,000
計						34	3	1	13	1	554,000	37,000	20,000	247,000	858,000

※件数は、手数料計算の対象件数（1件の確認申請に工作物が2件ある場合は、2件として集計）

※（ ）内は外数で手数料免除件数

(6) 建築許可件数

事項	該当条項	H30		R1		R2		R3		R4		
		申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可	
敷地等と道路の関係に係る許可	法第 43 条第 2 項第 2 号	18	18	10	8	14	15	13	13	13	13	
道路内の建築制限の許可	法第 44 条			1	1	2	1		1	2	2	
壁面線による建築制限の許可	法第 47 条											
用途地域内の建築制限の許可	第一種低層住居専用地域											
	第二種低層住居専用地域			1			1					
	第一種中高層住居専用地域											
	第二種中高層住居専用地域											
	第一種住居地域											
	第二種住居地域											
	準住居地域											
	田園住居地域		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	近隣商業地域											
	商業地域											
	準工業地域											
	工業地域											
	工業専用地域											
卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可	法第 51 条					1	1					
容積率制限の許可	法第 52 条											
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の許可	法第 55 条											
日影による中高層の建築物の高さの制限の許可	法第 56 条の 2	1	1			1	1					
高度利用地区における制限の許可	法第 59 条											
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例の許可	法第 59 条の 2											
仮設建築物に対する制限の緩和の許可	法第 85 条	38	38	16	19	25	24	17	19	16	17	
計		57	57	28	28	43	43	30	33	31	32	

(7) 建築認定件数

事項	該当条項	H30		R1		R2		R3		R4	
		申請	認定	申請	認定	申請	認定	申請	認定	申請	認定
敷地等と道路の関係に係る特例の認定	法第 43 条第 2 項第 1 号										
第一種及び第二種低住専の高さの制限の緩和	法第 55 条第 2 項										
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 (総合的設計による一団地)	法第 86 条第 1 項										
既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和 (全体計画認定)	法第 86 条の 8					2	2	1	1		
計											

(8) 仮使用認定件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
確認申請	7	7		6	4	6	8	1	1	1
計画通知	5	5	5	3	1	6	2	3	6	3
計	12	12	5	9	5	12	10	4	7	4

(9) 公開聴聞会開催回数及び建築審査会開催回数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
公開聴聞会										
建築審査会	2	1	2	1	3		1	1		
計	2	1	2	1	3		1	1		

(10) 包括同意件数

事項	該当条項	H30		R1		R2		R3		R4	
		申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可
包括同意基準 第2(1)	法第43条第2項第2号	1	1	2	2					2	2
包括同意基準 第2(2)	法第43条第2項第2号							1	1		
包括同意基準 第2(3)一	法第43条第2項第2号	16	16	7	5	14	15	9	11	9	9
包括同意基準 第2(3)二	法第43条第2項第2号										
包括同意基準 第2(3)三	法第43条第2項第2号	1	1	2	1		1	2	2	2	1
包括同意基準 第1 (バス停留所の待合所)	法第44条			1	1					1	1
包括同意基準 第2一 (高速自動車国道内料金徴収所及びその付属施設等)	法第44条										
包括同意基準 第2二 (高速自動車国道内維持管理及びサービス施設等)	法第44条						1		1		
包括同意基準 第2(1)	法第56条の2						1	1			
包括同意基準 第2(2)	法第56条の2	1	1				1	1			
計		19	19		9	17	18	12	15	14	13

(11) 道路位置指定

区分	指定	H30		R1		R2		R3		R4	
		幅員(m)	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数
	4.00	14	414.400	10	249.440	14	398.350	8	274.298	6	196.330
	5.00	1	35.000	4	119.410	1	33.150	6	173.257	1	25.640
	6.00以上	3	61.240	2	59.370	2	44.390	2	93.900	2	57.850
	計	18	510.640	16	428.220	17	475.890	16	541.455	9	279.820
廃止		3	69.540	6	188.420	6	139.190	1	43.600	3	176.600
変更		3	75.830								

(12) 違反建築物取扱件数

事項	該当条項	違反建築物件数				是正状況			
		第1号 ～ 第3号	第4号	不明	計	第1号 ～ 第3号	第4号	不明	計
確認申請手続	法第6条	1	4	1	6	1	2	1	4
完了検査までの使用制限	法第7条の6								
維持保全	法第8条		1	3	4				
建築物の構造（構造耐力上の規定）	法第20条、第36条								
法第22条指定区域における 屋根及び外壁の構造	法第22条、第23条								
耐火構造、防火構造等	法第27条、第36条		1		1				
居室の採光、換気	法第28条								
特殊建築物等の避難施設等	法第35条	6			6	4			4
内装制限	法第35条の2	2			2	2			2
敷地等と道路の関係	法第43条								
道路内の建築制限	法第44条								
私道の変更又は廃止の制限	法第45条								
用途地域内の建築制限	法第48条								
容積率制限	法第52条								
建蔽率制限	法第53条								
外壁の後退距離	法第54条								
絶対高さの制限	法第55条								
道路斜線制限	法第56条第1項第1号								
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号								
北側斜線制限	法第56条第1項第3号								
日影による中高層の建築物の 高さの制限	法第56条の2								
高度利用地区の高さの制限	法第59条								
防火地域及び準防火地域内の 建築物の構造	法第61条、第62条								
その他		2			2	2			2
計		11	6	4	21	9	2	1	12

(13) 違反処分件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
違反建築物等	6	14	64	35	61	62	41	41	52	21
法第9条命令										
是正完了		11	22	14	10	13	13	13	19	12
法第9条代執行										
告発										

(14) 一斉公開建築パトロール等実施状況

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
点検件数	63	49	53	46	57	53	69	63	67	59
是正指導件数	4	10	23	2	2	4	11	7	4	6
防災週間(秋季) 防災査察件数			10	4	4	5	4			
是正指導件数			8	4	4	5	4			
防災週間(春季) 防災査察件数	7		5	1	4	4			5	3
是正指導件数	4		4	1	4	4			3	1

(15) 建築関係諸証明発行件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
確認申請証明	88	91	100	107	144	160	180	169	180	176
検査済証明	63	54	70	92	110	154	222	275	262	234
建築確認不要 証明(区域外)	4	3	6	14	8	5	3		1	
道路位置指定 証明	14	6	5	16	13	11	7	4	12	2
計画通知証明	3	1	0	5	11	13	4	6	7	12
計	172	155	181	234	286	343	416	454	462	424

(16) 概要書閲覧等件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
建築計画概要書 閲覧件数	-	-	-	-	-	-	-	132	109	91
写し 交付	建築計画 概要書	-	-	-	-	-	1,557	1,611	1,801	1,822
	道路協議書	-	-	-	-	-	487	405	489	460
	位置指定 道路	-	-	-	-	-	418	432	489	418
	計	-	-	-	-	-	2,462	2,448	2,743	2,700
複写枚数	-	-	-	-	-	-	3,008	7,279	8,112	7,699
指定確認機関 道路照会	-	-	92	81	86	91	97	66	73	100

(17) 情報公開開示請求(福島市情報公開条例)件数

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
建築計画 概要書関係	2									1
全体計画認定 申請書関係	1									
仮設許可 申請書関係									1	
建築物定期調査 報告書関係			1	2	1	1	2	2		
中高層建築工事 申出書関係			1					2		
建設リサイクル 法届出台帳関係			1						3	2
耐震改修促進法 建築物台帳関係			1							2
計	3		4	2	1	1	2	4	4	5

(18) 建築関係諸証明発行等手数料収入実績

事項	手数料(円)	H30		R1		R2		R3		R4	
		件数	収入金額(円)								
仮使用認定	120,000							1	120,000	1	120,000
道路位置指定申請等	50,000					16	800,000	16	800,000	9	450,000
敷地等と道路の関係に係る特例の認定	27,000										
敷地等と道路の関係に係る許可	33,000	18		8		14	462,000	10	330,000	13	429,000
道路内の建築制限の許可(法44条第1項第2号)	33,000					1	33,000	1	33,000		
道路内の建築制限の許可(法44条第1項第4号)	170,000					1	170,000				
壁面線による建築制限の許可	170,000										
用途地域内の建築制限の許可	180,000										
卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可	170,000					1	170,000				
容積率制限の許可	170,000										
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の許可	170,000										
第一種及び第二種低層住居の高さの制限の緩和	27,000										
日影による中高層の建築物の高さの制限の許可	170,000										
高度利用地区における制限の許可	170,000										
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例の許可	170,000										
仮設建築物に対する制限の緩和の許可(3月以内)	20,000					4	80,000	4	80,000	6	120,000
仮設建築物に対する制限の緩和の許可(3月を超える)	120,000					4	480,000	3	360,000	3	360,000
仮設建築物に対する制限の緩和の許可(国際的な規模の会議等)	170,000										
既存建築物工事全体計画認定	床面積					2	980,000	1	212,000		
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和(総合的設計による一団地)	78,000										
計			3,396,000		3,153,000		3,175,000		1,935,000		1,479,000
建築関係諸証明	300	343	102,900	416	124,800	454	136,200	462	138,600	424	127,200
写し交付(概要書、道路協議書、位置指定道路)	300	2,242	672,600	2,499	749,700	2,448	734,400	2,743	822,900	2,700	810,000
計			775,500		874,500		870,600		961,500		937,200
複写料	10	2,669	26,900	3,008	30,080	7,279	72,790	8,112	81,120	7,699	76,990
計			26,690		30,080		72,790		81,120		76,990

2 建築着工統計

(1) 工事届（建築基準法第 15 条）工事種別件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
新築	1,358	1,300	1,543	1,725	1,281	1,289	1,395	1,111	1,332	1,090	
増築	323	282	246	270	231	227	177	130	160	158	
改築	2	2	1	3	1		4	3	1	2	
移転				1			1				
計	1,683	1,584	1,790	1,999	1,513	1,516	1,577	1,244	1,493	1,250	
滅失戸数	工事届 (第四面)	199	164	148	238	166	147	170	188	139	157
	建築物 除却届	46	59	97	46	66	74	160	91	339	236
計	245	223	245	284	232	221	330	279	478	393	

(2) 工事届（建築基準法第 15 条）都市計画別件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市街化区域	1,390	1,327	1,450	1,587	1,201	1,224	1,199	898	1,181	1,009
市街化調整区域	265	203	251	321	240	243	318	295	263	194
都市計画区域外	28	54	89	91	72	49	60	51	49	47
計	1,683	1,584	1,790	1,999	1,513	1,516	1,577	1,244	1,493	1,250

(3) 工事届（建築基準法第 15 条）建築物用途別件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
居住専用	1,496	1,372	1,585	1,811	1,338	1,323	1,413	1,091	1,335	1,122
居住産業併用	14	30	27	21	20	28	13	18	21	19
農林水産業用	13	6	10	7	10	8	7	11	8	7
鉱工業用	23	30	25	36	34	32	26	26	20	24
公益事業用	12	6	8	29	14	19	10	9	11	8
商業用	27	39	39	35	34	33	38	27	27	17
サービス業用	53	33	29	8	13	18	18	14	23	24
公務文教用	29	45	37	28	28	27	22	25	17	20
その他	16	23	30	24	22	28	30	23	31	9
計	1,683	1,584	1,790	1,999	1,513	1,516	1,577	1,244	1,493	1,250

(4) 工事届（建築基準法第15条）新設住宅戸数、床面積、利用関係別戸数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
戸数	1,417	2,032	2,466	2,707	2,119	2,130	2,011	1,490	1,882	1,504
床面積（㎡）	287,860	195,236	223,591	252,288	188,160	179,567	182,162	138,019	161,767	134,091
持家	1,108	983	1,065	1,173	910	837	795	689	752	653
貸家	164	816	1,132	1,217	919	917	716	495	723	525
給与住宅	4	2	2	2	1	1		1		
分譲住宅	141	231	267	315	289	375	500	305	407	326

(5) 工事届（建築基準法第15条）床面積、工事費予定額、建築物構造別件数

区分	R2			R3			R4		
	棟数	床面積（㎡）	工事費（千円）	棟数	床面積（㎡）	工事費（千円）	棟数	床面積（㎡）	工事費（千円）
木造	1,020	131,559	26,867,980	1,226	149,099	28,035,180	1,050	132,736	28,843,050
鉄筋 コンクリート造	13	16,993	5,471,460	6	8,252	3,731,000	13	34,476	16,667,330
鉄骨鉄筋 コンクリート造									
鉄骨造	338	64,708	18,531,090	335	64,990	13,564,030	242	55,564	12,126,930
コンクリート ブロック造	6	118	20,200						
その他	79	4,587	294,590	106	4,687	706,420	75	2,534	191,030
計	1,456	217,965	51,185,320	1,673	227,028	46,036,630	1,380	225,310	57,828,340

(6) 工事届（建築基準法第15条）建築物階数別件数

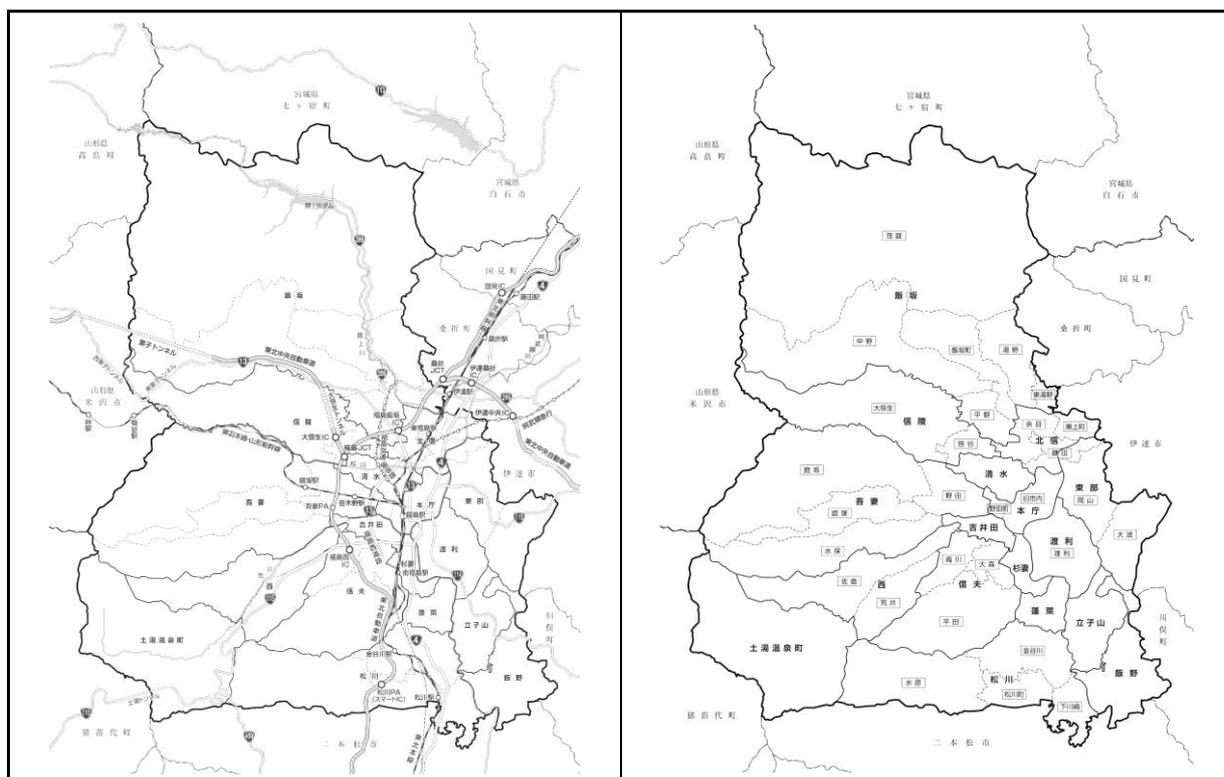
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
2階建以下	1,654	1,544	1,745	1,962	1,481	1,488	1,555	1,226	1,470	1,217
3階建以上	29	40	45	37	32	28	22	18	23	33

(7) 工事届（建築基準法第15条）建築物階数、用途別件数

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上	計
居住専用	199	898	24								1,121
居住産業併用	7	11	2								20
農林水産業用	6										6
鉱工業用	15	8	2								25
公益事業用	8										8
商業用	10	6								1	17
サービス業用	13	9		1						1	24
公務文教用	11	7	1				1				20
その他	9										9
計	278	939	29	1			1			2	1,250

(8) 工事届（建築基準法第15条）建築物地区別件数

区分（支所）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
本庁	207	210	247	239	203	206	204	153	203	184
渡利	61	84	79	100	76	70	66	52	70	57
杉妻	144	88	100	96	73	77	81	61	77	56
蓬萊	34	40	52	42	38	33	19	22	33	31
清水	237	203	222	301	179	205	221	156	268	172
東部	62	67	121	83	70	62	75	36	47	37
北信	236	225	233	268	163	191	161	132	151	152
吉井田	89	69	63	117	92	87	106	96	81	61
西	40	36	36	36	34	30	36	26	22	20
土湯温泉町				1		1		3	1	
信陵	90	70	89	86	73	85	90	54	82	59
立子山	3	2	3	2	4	2	3	1	1	1
飯坂	120	108	115	139	103	97	157	110	102	89
松川	82	84	92	124	84	53	86	77	83	74
信夫	130	129	170	172	162	158	134	86	89	117
吾妻	141	144	125	164	124	139	116	173	173	127
飯野	7	25	43	29	35	20	22	6	10	13
計	1,683	1,584	1,790	1,999	1,513	1,516	1,577	1,244	1,493	1,250



3 各種報告等

(1) 定期報告件数（特定建築物）

用途	指定	H30			R1			R2			R3			R4		
		対象	報告	是正指導												
劇場、映画館又は演芸場	3	3	3	1	0	0	0	0	0	0	3	3	1	0	0	0
観覧場、公会堂又は集会場	22	6	2	1	8	7	4	8	7	6	3	2	2	11	10	5
児童福祉施設等	76	9	9	4	37	36	23	15	14	12	13	11	6	39	38	29
病院、診療所	38	2	2	2	17	17	13	15	14	12	3	2	2	17	15	11
旅館又はホテル	112	24	16	11	31	25	22	19	16	9	16	13	9	27	22	17
共同住宅、寄宿舎	18	0	0	0	3	3	1	9	5	4	1	0	0	6	6	3
共同住宅、寄宿舎 (階数3、床面積1,000㎡以上)	257	58	49	26	84	71	40	65	52	36	59	45	22	78	61	40
学校又は体育館	49	3	2	2	13	13	8	12	12	7	10	2	2	18	16	10
博物館、美術館、図書館 スポーツの練習場	2	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1
百貨店、マーケット、展示場、キ ャバレー、カフェー、ナイトクラ ブ、バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店、飲食店 又は物品販売業を営む店舗	99	11	8	7	30	25	23	30	19	18	12	8	7	27	26	20
事務所等	42	9	8	6	17	16	14	14	13	12	8	7	5	16	16	11
計	718	125	99	60	241	213	148	188	153	117	128	93	56	240	211	147
督促（対象年度未報告）		162	26	21	170	41	25	157	34	21	124	31	21	142	33	24
計	718	287	125	81	411	254	173	345	187	138	252	124	77	382	244	171

(2) 定期報告件数（防火設備）

用途	指定	H30			R1			R2			R3			R4		
		対象	報告	是正指導	対象	報告	是正指導	対象	報告	是正指導	対象	報告	是正指導	対象	報告	是正指導
防火設備	462	-	-	-	499	231	109	485	290	129	480	318	167	462	321	158

(3) 定期報告件数（昇降機等）

用途	指定	H30			R1			R2			R3			R4		
		対象	報告	是正指導												
エレベーター	1,177	1,154	1,085	30	1,167	1,084	21	1,165	1,102	21	1,164	1,098	21	1,177	1,110	40
エスカレーター	144	158	145	25	157	143	37	158	144	40	147	130	34	144	127	25
小荷物専用昇降機	94	93	47	4	103	80	15	98	78	6	98	80	5	94	79	2
計	1,415	1,405	1,277	59	1,427	1,307	73	1,421	1,324	67	1,409	1,308	60	1,415	1,316	67

(4) 立入指導件数

用途	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	立入	是正指導	立入	是正指導	立入	是正指導	立入	是正指導	立入	是正指導										
旅館又はホテル	3		1	1	2	2													1	1
百貨店等																				
映画館等																				
病院	1																			
その他	24	14	38	15	72	41	25	16	39	30	19	14	20	12	25	16	20	12	7	6
計	28	14	39	16	74	43	25	16	39	30	19	14	20	12	25	16	20	12	8	7

(5) 立入確認件数（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係）

用途	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	立入	是正指導	立入	是正指導	立入	是正指導	立入	是正指導	立入	是正指導										
飲食店	21	12	27	10	22	9	17	9	17	9	18	13	19	11	14	9	13	8	13	5
その他	2	1	2	1	1	0	1	1	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	0
計	23	13	29	11	23	9	18	10	19	11	20	15	20	12	16	11	15	10	14	5

(6) 中高層建築物指導要綱

事項	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
標識設置届	-	22	20	31	23	17	14	21	12	10
一般	-	10	15	28	15	13	10	16	9	6
公共	-	12	5	3	8	4	4	5	3	4
建築工事申出書	-	13	18	24	14	13	11	16	8	10
一般	-	6	12	20	7	10	7	11	5	6
共同住宅	-	2	3	6	3	3	3	2	1	2
ホテル、旅館等	-		1						1	2
その他	-	4	8	14	4	7	4	9	3	2
公共	-	7	6	4	7	3	4	5	3	4

(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）届出等件数

事項	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
届出	610	599	703	706	725	780	747	687	797	803
解体（80㎡以上）	436	393	480	475	519	575	558	503	613	632
新築・増築（500㎡以上）	49	52	49	47	49	43	50	41	40	34
修繕・模様替等（1億円以上）	4	7	4	4	11	11	6	10	9	11
工作物（500万円以上）	121	147	170	180	146	151	133	133	135	126
通知	271	288	110	106	118	150	121	147	120	218
計	881	887	813	812	843	930	868	834	917	1,021

(8) 全国一斉建設リサイクル法パトロール等実施状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
確認件数（前期）	6	5	4	6	11	10	5	-	7	7
指導件数	6	4	1	4	2	1	1	-	1	3
確認件数（後期）	7	11	9	6	10	9	-	7	-	5
指導件数	5	2	7	4	3	1	-	0	-	0

(9) 人にやさしいまちづくり条例

公的施設	指定施設								H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	すべて	50 ㎡超	100 ㎡超	200 ㎡超	300 ㎡超	1,000 ㎡超	3,000 ㎡超	50 戸超										
社会福祉施設等	○								20	12	6	11	12	11	4	7	2	4
病院、診療所	○								7	4	2	3	2	2	4		1	2
薬局	○								3	3		1	1	4	2	2	1	2
学校等	○								5	3	2	1	1	1				
学習塾等				○					1									
図書館、博物館等	○																	
公民館、集会場（集会所）等	○								6	3	2	1	1	2	1		1	2
公衆便所	○																	
火葬場	○																	
金融機関（公益事業）の事務所	○								1		1					1	2	
金融機関以外の事務所							○		2	1								
公共交通機関の施設	○														1			
理容所又は美容所		○							1	2	2	1		2				
コンビニエンスストア			○						3	5	9	4	8	11	3	5	5	
百貨店、物品販売店等				○					10	2		2	3	2	4	1	2	3
展示場						○						1						
飲食店等				○					6	1	1	1	1			1	3	
サービス業を営む店舗 （クリーニング取次店等）				○							1		1					
公衆浴場					○													
ホテル、旅館等						○												
劇場、映画館、遊技場等						○			1		1			1				
体育館、ボウリング場等 （スポーツの練習場）						○							1					
自動車車庫（一般公共）						○												
複合施設							○				3	2			1			
共同住宅								○	1						1			
計									67	36	30	28	31	36	21	17	17	13

適合件数（変更件数を除く）

(10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

特別特定建築物	50 m超	2,000 m超	R1	R2	R3	R4
小学校、中学校、特別支援学校		○				
病院、診療所		○				
劇場、観覧場、映画館、演芸場		○				
集会場、公会堂		○				
展示場		○				
百貨店、物品販売店等		○			1	1
ホテル、旅館		○				
保健所、税務署、官公署		○				
老人ホーム、福祉ホーム		○				
老人福祉センター、児童厚生施設		○				
体育館、水泳場等		○				
博物館、美術館、図書館		○				
公衆浴場		○				
飲食店		○				
理髪店、クリーニング取次店		○				
車両、船舶、航空機の停車場等の待合に供するもの		○				
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共）		○				
公衆便所	○					
公共用歩廊		○				
計					1	1

認定件数（法第17条第3項）

(11) 浄化槽設置届

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
建築確認申請	369	290	380	341	356	336	301	232	256	249
計画変更申請	(4)	(8)	(6)	(2)	(2)	(1)	(6)			
浄化槽法第5条	117	139	141	132	130	117	123	125	119	106
計	486	429	521	473	486	453	424	357	375	355

(12) 地震被災建築物応急危険度判定

地震名称	発生	派遣人数 (判定士)	派遣期間 (判定期間)	判定数	調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)
阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)	平成7年1月17日		1月28日～2月1日	79	61	15	3
			2月10日～2月11日	58	24	23	11
新潟県中越地震	平成16年10月23日		2月11日～2月11日	286	149	93	44
			2月17日～2月20日	105	63	20	22
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日		2月7日～2月20日	105	63	20	22
東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	平成23年3月11日	86	3月12日～4月14日	508	156	238	114
熊本地震	平成28年4月14日、16日		2月4日～2月26日	42	24	13	5
福島県沖地震	令和3年2月13日	60	2月14日～3月26日	171	39	62	70
福島県沖地震	令和4年3月16日	40	3月17日～4月22日	127	15	49	63

(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
適合性判定		2 (2)	1	(1)	(1)	(5)	3 (2)
一般		(2)					3
公共		1		(1)	(1)	(3)	(2)
軽微な変更 該当証明		1	1			(2)	
性能認定	1	2		1		25	36
向上計画認定	1	2		1		25	35
向上計画認定 (変更)							1
消費性能認定							
省エネ計画届出		97	98	81	69	42	49
一般		95	98	81	67	41	48
既存建築物への増築 (H29.4.1以前)		2			2	1	1
省エネ計画通知		3	2	3	6		2
公共		3	2	3	5		2
既存建築物への増築 (H29.4.1以前)					1		

※適合性判定(法第12,13条) ※性能認定(法第35,36条) ※消費性能認定(法第41条) ※省エネ計画届出・通知(法第19,20条 法附則第3条)
 ※ () 内は外数で手数料免除件数 交付件数(届出・通知については受理件数)

4 各種助成事業等

福島市耐震改修促進計画に基づき、不特定多数の者が利用する大規模な建築物は耐震診断を義務付けられています。『要緊急安全確認建築物』である大規模建築物（多数利用建築物）、『要安全確認計画記載建築物』である防災拠点建築物（公益上必要な防災拠点である建築物）や避難路沿道建築物（特定緊急輸送道路等沿いで、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある一定の高さの建築物）のうち、対象となる民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修に要する経費の一部を助成しています。

(1) 建築物耐震診断促進助成事業

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交付申請		6			8	6				
事業費（千円）		47,167			29,468	15,330				

(2) 建築物耐震改修設計助成事業

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交付申請			3		2	5				
事業費（千円）			44,644		10,360	26,600				

(3) 建築物耐震改修工事助成事業

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交付申請				1		1	3	2	1	
事業費(千円)				51,880		391,860	527,036	119,696	24,284	

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による避難経路や道路を通行する方の被害の未然防止、避難経路の機能維持、安全性を確保するため、道路沿いに面する倒壊のおそれのあるブロック塀等を撤去する場合に、それに要する経費の一部を助成しています。

(4) ブロック塀等撤去助成事業

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交付申請						22	25	40	23	37
事業費(千円)						1,349	1,584	2,389	1,483	2,313

建築物に吹付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防するため、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物について、建築物の所有者がアスベスト含有の分析調査を行う場合に、それに要する経費の一部を助成しています。

(5) 建築物アスベスト調査助成事業

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交付申請								3	2	2
事業費(千円)								357	181	415

5 その他の手数料

(1) その他手数料収入実績

事項	手数料 (円)	H30		R1		R2		R3		R4	
		件数	収入金額 (円)	件数	収入金額 (円)	件数	収入金額 (円)	件数	収入金額 (円)	件数	収入金額 (円)
建築物省エネ法		1	171,000							3	501,000
適合性判定	一般	床面積								3	501,000
	軽微変更該当証明書	床面積	1	171,000							
建築物省エネ法				1	6,000			25	150,000	36	213,000
性能認定	向上計画認定	6,000		1	6,000			25	150,000	35	210,000
	向上計画認定(変更)	3,000								1	3,000
	消費性能認定	床面積									

Ⅲ 開発指導行政事務

1 開発許可等統計

(1) 開発許可等統計年度別総括表

	H30	R1	R2	R3	R4	
市街化区域	92	68	80	69	42	
受付	開発許可件数（法第 29 条）	26	23	29	26	13
	変更許可件数（法第 35 条の 2）	9	5	6	2	2
	許可の地位継承（法 45 条）	1				
許可	開発許可件数（法第 29 条）	27	22	30	25	13
	指導要綱	29	18	15	16	14
市街化調整区域	176	170	102	154	133	
受付	開発許可件数（法第 29 条）	55	39	26	30	27
	変更許可件数（法第 35 条の 2）	2	8			1
	予定建築物以外の建築等許可件数（法 42 条）	6	9	8	14	6
	開発許可を受けた土地以外での建築等許可件数（法 43 条）	34	39	18	35	31
	許可の地位継承（法 45 条）	2				
許可	開発許可件数（法第 29 条）	35	28	25	30	27
	予定建築物以外の建築等許可件数（法 42 条）	6	9	8	13	6
	開発許可を受けた土地以外での建築等許可件数（法 43 条）	36	38	17	32	33
	指導要綱					2
都市計画法第 34 条第 11 号の区域内における 開発許可件数	20	11	10	10	9	
開発審査会開催回数	3	2	2	2	1	
包括同意件数	8	15	15	13	10	
都市計画法施行規則第 60 条証明件数	226	174	172	164	155	
風致地区建築許可件数	10	3	6	3	13	
地区計画届出件数	52	147	161	141	65	
宅地造成等許可件数	3	1		1	4	
都市計画法第 53 条許可件数	13	30	17	27	18	
写し交付（開発登録簿）件数	469	553	525	554	603	

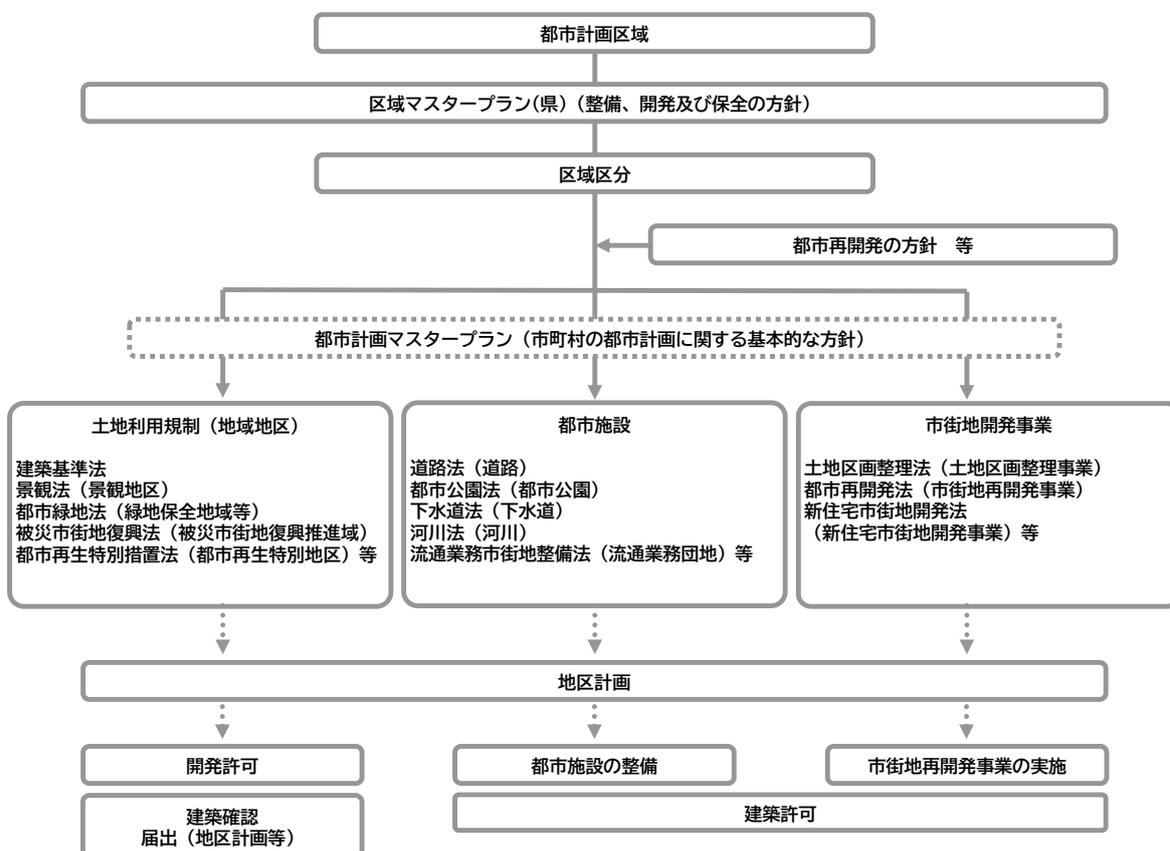
(2) 開発許可制度

都市計画法は、都市の発展と整備を計画的に対処しようとするもので、大正 8 年に旧都市計画法と現在の建築基準法の前身にあたる市街地建築物法が公布され、その後、高度経済成長に伴う市街地拡大に対応するため、都市の無秩序な拡大を防止し、秩序ある発展を図ることを目的として現在の都市計画法が昭和 43 年に公布されました。

『都市計画』は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、①土地利用（用途地域、地区計画など）の計画、②都市施設（道路、公園など）の整備の計画、③市街地開発事業の計画を定め、計画的なまちづくりを行うことされています。

都市計画制度は、まちづくりのルールを定めたものであり、地域の実情に合わせて都市計画を定めています。

<都市計画制度の体系>



開発許可制度は、市街地の無秩序な拡大の防止、良好な都市環境と機能的な都市活動の確保をするため設けられた制度であり、一定規模以上の「主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）」をしようとする場合には、開発許可権者の許可を受けなければなりません。

開発許可制度では、区域区分制度を担保し、また、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付けることで、良好な宅地水準を確保します。

本市では、都市計画区域（既成の中心市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域）について、市街化区域（優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（原則として市街化を抑制すべき区域）との区域区分（線引き：昭和 45 年 10 月 15 日）を定めています。

土地の区画形質の変更を伴う開発行為を行おうとする者は、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により開発許可権者（福島市長）から許可を受けなければなりません。

土地の区画形質の変更を伴わない建築行為を行おうとする者には、福島市開発行為等指導要綱が適用となります。

区分	開発許可（法第 29 条）		福島市開発行為等指導要綱	
	規模	基準	規模	基準
市街化区域	1,000 m ² 以上	技術基準	1,000 m ² 以上	技術基準
市街化調整区域	すべて必要	立地基準 技術基準	3,000 m ² 以上	技術基準
（準都市計画区域）	3,000 m ² 以上	技術基準	—	—
都市計画区域 （準都市計画区域外）	1 ha 以上 (10,000 m ²)	技術基準	3,000 m ² 以上	技術基準

※開発区域が、2 以上の区域にわたる場合は、面積の合計
 ※準都市計画区域の指定区域なし



(3) 開発許可受付件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市街化区域	63	47	60	56	50	36	28	35	28	15
開発許可（法 29 条）	45	36	48	41	33	26	23	29	26	13
変更許可（法 35 条の 2）	18	11	11	15	16	9	5	6	2	2
許可の地位継承（法 45 条）			1		1	1				
市街化調整区域	73	47	84	77	80	99	95	52	79	65
開発許可（法 29 条）	41	24	57	51	41	55	39	26	30	27
変更許可（法 35 条の 2）	2	1	3	3	6	2	8			1
予定建築物以外の建築等許可（法 42 条）	10	2	7	5	8	6	9	8	14	6
開発許可を受けた土地以外の建築等許可（法 43 条）	20	20	17	18	24	34	39	18	35	31
許可の地位継承（法 45 条）					1	2				
都市計画区域外					1	1				
開発許可（法 29 条）					1	1				
変更許可（法 35 条の 2）										
計	136	94	144	133	131	136	123	87	107	80

(4) 開発許可に伴う公共施設等概要

事項	H30		R1		R2		R3		R4	
	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)
市街化区域	106	42,566	66	13,950	92	22,465	84	16,530	51	9,635
開発道路	18	20,700	10	6,903	19	12,318	20	8,993	10	2,720
既設道路拡幅	15	1,195	6	311	12	622	15	699	6	385
水路	7	755	7	1,035	6	166	2	7	3	215
公園	2	404	1	33	6	896	2	240	1	103
緑地	9	12,981	5	2,159	7	2,602	8	1,524	4	1,807
防災調節池・調整池 (抑制量・㎡)	55	6,531 (5,705)	37	3,509 (1,564)	42	5,861 (2,316)	37	5,067 (1,909)	27	4,405 (1,320)
市街化調整区域	40	37,556	14	2,004	8	1,296	13	1,778	21	15,056
開発道路	7	22,194	1	538	2	178	3	724	2	5,096
既設道路拡幅	7	1,300	2	243			3	187	7	2,392
水路	4	678							2	1,446
公園	3	2,717							1	135
緑地	4	1,120	2	513	2	285	1	196	2	3,203
防災調節池・調整池 (抑制量・㎡)	15	9,547 (6,344)	8	402 (308)	4	833 (216)	6	671 (278)	7	2,784 (1,251)
計	146	80,122	80	15,954	100	23,761	97	18,308	72	24,691

(5) 開発許可概要（市街化区域）

区分	R2				R3				R4			
	件数	区画数 (件)	計画人口 (人)	面積 (㎡)	件数	区画数 (件)	計画人口 (人)	面積 (㎡)	件数	区画数 (件)	計画人口 (人)	面積 (㎡)
開発許可（法 29 条）	30			99,879	25			75,842	13			32,944
分譲住宅	21	245	735	65,971	17	151	453	42,920	9	81	243	21,665
共同住宅 長屋	2			3,761	3			8,428	2			5,195
自己居住用												
自己業務用 (法人申請)	6			28,252	4			21,943	1			2,193
その他	1			1,865	1			2,551	1			3,891
開発許可の特例（法 34 条の 2）												
指導要綱	15			45,103	16			45,840	14			64,792
一般住宅	1	14	42	2,744	3	18	54	3,454	1	5	15	1,399
共同住宅 長屋	2			2,363	3			6,951	2			2,426
自己居住用												
自己業務用	9			26,316	8			29,590	8			49,883
その他	3			13,680	2			5,845	3			11,084
計	45			144,952	41			121,682	27			97,736

(6) 開発許可概要（市街化調整区域）

区分	R2				R3				R4			
	件数	区画数 (件)	計画人口 (人)	面積 (㎡)	件数	区画数 (件)	計画人口 (人)	面積 (㎡)	件数	区画数 (件)	計画人口 (人)	面積 (㎡)
開発許可（法 29 条）	25			29,813	30			24,527	27			50,257
自己居住用	21			7,647	23			7,327	20			6,577
自己業務用	3			21,280	3			12,417	2			4,594
その他	1			886	4			4,783	5	120	360	39,086
開発許可の特例（法 34 条の 2）												
予定建築物以外の建築等許可 (法 42 条)	8			3,326	13			5,800	6			1,725
自己居住用	7			2,610	12			4,482	6			1,725
自己業務用	1			716	1			1,318				
その他												
開発許可を受けた土地以外 での建築等許可（法 43 条）	17			6,378	32			10,613	33			23,893
自己居住用	16			5,680	27			7,136	30			10,518
自己業務用	1			698	4			3,012	3			13,375
その他					1			465				
指導要綱									2			16,306
自己業務用									2			16,306
その他												
計	50			39,517	75			40,940	68			92,181

(7) 開発許可概要地区別件数

区分 (支所)	R2							R3							R4										
	29条		34条の2		42条	43条	要綱	計	29条		34条の2		42条	43条	要綱	計	29条		34条の2		42条	43条	要綱	計	
	市街化	調整	市街化	調整	調整	調整	市街化		市街化	調整	市街化	調整	調整	調整	市街化		市街化	調整	市街化	調整	調整	調整	市街化		調整
本庁	3						4	7	2						4	6	2						2		4
渡利	2	1						3		1			1		1	3	1								1
杉妻	2						6	8	1				1		2	4		1					2		3
蓬萊									2	1						3									
清水	7	1				2		10	5	2				4	3	14	1	1					2		4
東部		1				2		3	1	1			3	2	1	8		2				3			5
北信	4	1					2	7	5	2			3	3	1	14	3	1			2	4	2		12
吉井田	1							1	1	1				5	2	9	1	3				2			6
西		2				2		4		2						2		1				5			6
土湯温泉町																								1	1
信陵	1	5				2		8		7				2		9		4				6			10
立子山																									
飯坂	4	5			2	4		15	1	5			1	8		15	1	4				6	2	1	14
松川					2	2	1	5	1	2				2		5	1	2					1		4
信夫	2	4				1		7	3	4				3	2	12	2	1			1	3			7
吾妻	4	5			4	2	2	17	3	2			4	3		12	1	7			3	4	2		17
飯野																							1		1
計	30	25			8	17	15	95	25	30			13	32	16	116	13	27			6	33	14	2	95

(8) 開発許可区域区分地区別件数

区分 (支所)	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	市街化	調整	市街化	調整	市街化	調整	市街化	調整												
本庁	14		6		13	1	8		9		9		10		7		6		4	
渡利		1	2	1	5	1	2		2	1	3		5		2	1	1	2	1	
杉妻	7		7		8		5		4		6	1	2		8		3	1	2	1
蓬萊									1			1		2			2	1		
清水	15	2	2	3	9	4	11	5	7	5	8	4	6		7	3	8	6	3	1
東部	4	5	1	5	1	7		4	3	5	4	13		12		3	2	6		5
北信	7	3	13	3	12	2	9	3	6	3	11	2	3	5	6	1	6	8	5	7
吉井田	2	4	2	2	2	4	8	3	4	3	3	3	3	6	1		3	6	1	5
西		5		4		7		4		3		11		3		4		2		6
土湯温泉町														3						1
信陵	2	6	6	5	2	11	1	13		8	2	17	3	11	1	7		9		10
立子山											1									
飯坂	2	12	4	3	3	12	1	20	2	18	4	19		14	4	11	1	14	3	11
松川	3	4		3	2	8		3	4	2	2	4	2	1	1	4	1	4	2	2
信夫	5	17	3	9	8	9	10	6	6	7		8	2	10	2	5	5	7	2	5
吾妻	4	10	5	12	6	12	1	15	6	19	2	13	4	16	6	11	3	9	3	14
飯野					1						1									1
小計	65	69	51	50	72	78	56	76	54	74	56	96	40	83	45	50	41	75	27	68
計		134		101		150		132		128		152		123		95		116		95

(9) 開発審査会開催等回数、審査件数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開発審査会						3	2	2	2	1
審査						4	3	3	3	1
報告						8	15	15	13	10
計						12	18	18	16	11

(10) 開発審査会審査件数審査基準別

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
第1号 収用対象事業の施行による移転										
第2号 社寺、仏閣、納骨堂等							1			
第3号 事業所と一体的に計画された当該事業所に従事する者の住宅、寮等										
第4号 敷地の拡張						2				
第5号 有料老人ホーム						1				
第6号 既存集落内における自己用住宅										
第7号 大規模既存集落内における自己用住宅等										
第8号 指定沿道等における大規模流通業務施設										
第9号 介護老人保健施設										
第10号 既存の権利を期限内に行使できなかった者に係る自己用住宅										
第11号 農家住宅から一般専用住宅への用途変更										
第12号 農林漁業体験民宿						1				
第13号 災害危険区域等に存する建築物の移転								1	1	
第14号 公共公益施設（社会福祉施設、医療施設、学校）							2	2	2	1
第15号 相当期間適法に使用されてきた既存建築物の用途変更										
第16号 農産物直売所										
第17号 太陽光発電設備又は風力発電機の付属施設										
計						4	3	3	3	1

(11) 包括同意件数

事項	該当基準	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
包括同意基準 第1号 （敷地拡張）	審査会基準第4号										
包括同意基準 第2号 （農家住宅から一般専用住宅への用途変更）	審査会基準第11号									1	2
包括同意基準 第3号 （農家住宅や分家住宅等から一般専用住宅への用途変更）	審査会基準第15号							8	15	15	12
計								8	15	15	13

(12) 都市計画法第 34 条第 11 号の区域内における開発許可件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
許可	13	8	17	22	20	20	11	10	10	9

(13) 都市計画法第 34 条第 11 号の区域内における開発許可件数区域別

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
飯坂町平野原添地区	1		2	7	7	4	4	3	2	3
飯坂町平野館屋敷地区	1		3	4		1	1	1		
飯坂町平野原東地区			2	3	2	3				
笹谷寺西地区	1	1		3		4	1	2	4	3
笹谷前田地区			3	1	6	5	2	1	1	
北沢又馬除地区		2							1	
南沢又西原地区					3					
南沢又玄場町地区			1	1		1		1	1	1
町庭坂湯町地区								1		2
仁井田中川原地区	3		1			1	1			
吉倉竹ノ内地区	1		3	1					1	
上鳥渡茶中地区	6	4	2	1	1	1				
山口館越地区		1		1	1		2	1		
計	13	8	17	22	20	20	11	10	10	9

(14) 都市計画法施行規則第 60 条証明件数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市街化区域	45	42	57	43	62	51	42	36	44	38
市街化調整区域	222	162	187	159	149	175	132	136	120	117
計	267	204	244	202	211	226	174	172	164	155

(15) 開発登録簿交付件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
写し交付（開発登録簿）	311	368	385	357	461	469	553	525	554	603

2 風致地区

(1) 建築許可件数

名称	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
信夫山			5	2	3	3	1	4		2
阿武隈川			1	12	10	7	2	2	3	11
摺上川										
館山										
計	12	4	6	14	13	10	3	6	3	13

3 地区計画

(1) 地区計画届出件数

名称	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
福島駅西口駅前地区計画	2		1		2	1	2			
蓬萊西部地区計画		1	1			2				
大森地区計画	3	6	8	9	5	9	4	1	2	3
上名倉・荒井地区計画	16	7	7	4	14	10	7	6	10	1
松川地区計画	1	2	2	1		1		2	1	
福島北地区計画	58	28	36	17	12	13	15	17	24	19
福島西地区計画	16	30	23	10	14	16	21	9	11	9
大笹生地区計画							1	3	2	
飯坂町平野地区計画							49	32	9	4
仁井田地区計画							36	20	35	5
八島田地区計画							11	71	47	23
南沢又地区計画							1			
計	96	74	78	41	47	52	147	161	141	64

(2) 再開発等促進区届出件数

名称	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
福島駅周辺地区計画				1	2					1
計				1	2					1

4 宅地造成等

(1) 宅地造成等許可制度

宅地造成等規制法とは、宅地造成による崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するための規制を行う法律です。宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある区域を指定します。

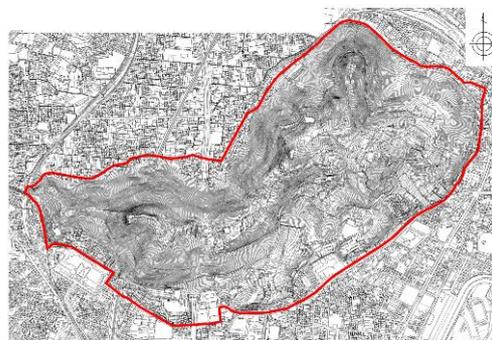
宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成で、一定規模以上のものは許可が必要となります。

なお、宅地造成等規制法は、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に改正されました（令和5年5月26日施行）が、盛土規制法に基づく新たな規制区域の指定までは、引き続き旧法の宅地造成等規制法の規制が適用されます。

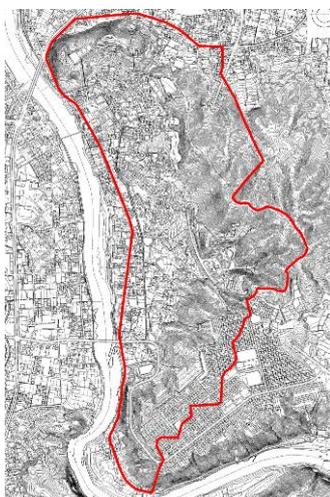
宅地造成	対象工事
宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更	切土で、高さが2mを超えるがけ（30度以上の斜面）を生ずる工事
	盛土で、高さが1mを超えるがけを生ずる工事
	切土と盛土を同時に行う時、盛土は1m以下でも切土と合わせて高さが2mを超えるがけを生ずる工事
	切土、盛土で生じるがけの高さに関係なく、宅地造成面積が500㎡を超える工事



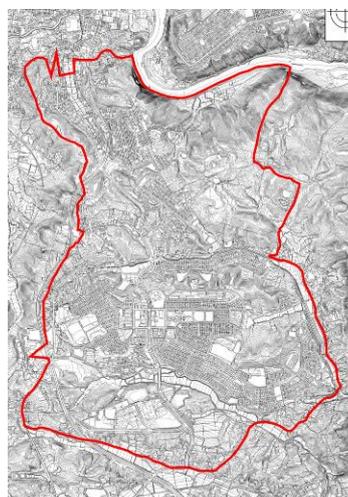
宅地造成工事規制区域内【飯坂地区】4.9ha



宅地造成工事規制区域内【信夫山地区】242.0ha



宅地造成工事規制区域内【渡利地区】165.0ha



宅地造成工事規制区域内【清水町地区】752.0ha

(2) 宅地造成等許可件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
届出		1	5 (5)							
協議	1			1 (1)						
申請	7 (1)	2 (1)	1	3 (1)	2	3	1 (1)		1	2 (2)
許可	7 (1)	1 (1)	1	3 (1)	3 (1)	3	1 (1)		1	2 (2)
飯坂地区										
信夫山地区										2 (2)
渡利地区										
清水町地区									1	
不許可										

() 内の数字は変更件数

5 都市計画施設等の区域内における建築の許可

(1) 都市計画法第53条の規定による建築の許可

都市計画道路等の都市計画施設の区域内に建築物を建築しようとする場合には許可が必要となります。

都市計画法第53条許可により都市計画施設等の区域内における建築物の建築に一定の制限を加え、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的としています。

許可基準	2階建て以下で、地階を有しないこと
	主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

(2) 都市計画法第53条許可件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
許可	29	19	15	28	25	13	30	17	21	18

6 開発許可等手数料

(1) 開発許可関係等手数料収入実績

事項	手数料(円)	H30		R1		R2		R3		R4	
		件数	収入金額(円)	件数	収入金額(円)	件数	収入金額(円)	件数	収入金額(円)	件数	収入金額(円)
開発許可申請手数料(自己居住用住宅)											
～ 0.1ha 未満	8,600	35	301,000	31	266,600	21	180,600	23	197,800	21	180,600
0.1ha 以上 ～ 0.3ha 未満	22,000										
0.3ha 以上 ～ 0.6ha 未満	43,000										
0.6ha 以上 ～ 1.0ha 未満	86,000	1	86,000								
1.0ha 以上 ～ 3.0ha 未満	130,000										
3.0ha 以上 ～ 6.0ha 未満	170,000										
6.0ha 以上 ～ 10.0ha 未満	220,000										
10.0ha 以上 ～	300,000										
開発許可申請手数料(自己業務用建築物)											
～ 0.1ha 未満	13,000	1	13,000	2	26,000						
0.1ha 以上 ～ 0.3ha 未満	30,000	9	270,000	5	150,000	3	90,000	3	90,000	2	60,000
0.3ha 以上 ～ 0.6ha 未満	65,000	2	130,000	3	195,000	3	195,000	2	130,000	1	65,000
0.6ha 以上 ～ 1.0ha 未満	120,000			1	120,000			1	120,000		
1.0ha 以上 ～ 3.0ha 未満	200,000	1	200,000			2	400,000	1	200,000		
3.0ha 以上 ～ 6.0ha 未満	270,000										
6.0ha 以上 ～ 10.0ha 未満	340,000	1	340,000								
10.0ha 以上 ～	480,000										
開発許可申請手数料(その他の開発行為)											
～ 0.1ha 未満	86,000					1	86,000			3	258,000
0.1ha 以上 ～ 0.3ha 未満	130,000	20	2,600,000	16	2,080,000	16	2,080,000	20	2,600,000	10	1,300,000
0.3ha 以上 ～ 0.6ha 未満	190,000	7	133,000	2	380,000	8	1,520,000	6	1,140,000	2	380,000
0.6ha 以上 ～ 1.0ha 未満	260,000	2	520,000	1	260,000	1	260,000				
1.0ha 以上 ～ 3.0ha 未満	390,000	2	780,000	1	390,000						
3.0ha 以上 ～ 6.0ha 未満	510,000	1	510,000							1	510,000
6.0ha 以上 ～ 10.0ha 未満	660,000										
10.0ha 以上 ～	870,000										
開発行為変更許可申請手数料	面積等	11	207,500	13	227,500	6	94,000	2	99,000	3	45,500
用途地域を定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料	46,000										
予定建築物以外の建築等許可(法42条)	26,000	6	156,000	9	234,000	8	208,000	14	364,000	6	156,000
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料(法43条)											
～ 0.1ha 未満	6,900	34	234,600	37	255,300	18	124,200	34	234,600	30	207,000
0.1ha 以上 ～ 0.3ha 未満	18,000			1	18,000			1	18,000		
0.3ha 以上 ～ 0.6ha 未満	39,000										
0.6ha 以上 ～ 1.0ha 未満	69,000										
1.0ha 以上 ～ 3.0ha 未満	97,000			1	97,000					1	97,000
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料											
自己居住用・自己業務用											
～ 0.1ha 未満	1,700	2	3,400								
0.1ha 以上 ～	2,700	1	2,700								
その他	17,000										
計		136	7,684,200	123	4,699,400	87	5,237,800	107	5,193,400	80	3,259,100

(2) 宅地造成等関係等手数料収入実績

事項	手数料(円)	H30		R1		R2		R3		R4	
		件数	収入金額(円)	件数	収入金額(円)	件数	収入金額(円)	件数	収入金額(円)	件数	収入金額(円)
切土又は盛土をする土地の面積											
～ 500 m以内	12,000									2	24,000
500 m超 ～ 0.1ha 以内	21,000			1	21,000			1	21,000		
0.1ha 超 ～ 0.2ha 以内	31,000	1	31,000								
0.2ha 超 ～ 0.5ha 以内	47,000	2	94,000								
0.5ha 超 ～ 1.0ha 以内	67,000										
1.0ha 超 ～ 2.0ha 以内	110,000										
2.0ha 超 ～ 4.0ha 以内	170,000										
4.0ha 超 ～ 7.0ha 以内	250,000										
7.0ha 超 ～ 10.0ha 以内	340,000										
10.0ha 超 ～	420,000										
宅地造成工事変更許可申請手数料				1	47,000					2	24,000
計		3	125,000	2	68,000			1	21,000	4	48,000

(3) 開発許可関係諸証明発行等手数料実績

事項	手数料(円)	H30		R1		R2		R3		R4	
		件数	収入金額(円)								
開発行為又は建築に関する証明手数料 (規則第60条)	470	226	106,220	174	81,780	172	80,840	164	77,080	149	70,030
写し交付(開発登録簿)	470	469	220,430	553	259,910	525	246,750	554	260,380	603	283,410
計		695	326,650	727	341,690	697	327,590	718	337,460	752	353,440

IV 開発建築指導行政決算書（令和4年度）

[歳入]

単位：円

款	項	目	節		説明	
			区分	金額		
使用料 及び 手数料	手数料	土木 手数料	土木関係 手数料	3,988,200	建築確認申請手数料	591,000
					中間検査手数料	20,000
					完了検査手数料	247,000
					建築許可申請手数料	1,479,000
					建築関係証明等手数料	937,200
					建築物省エネ認定申請手数料	213,000
					建築物省エネ適合性判定申請手数料	501,000
			都市計画関係 手数料	3,660,540	開発許可申請手数料	3,259,100
					宅地造成等許可申請手数料	48,000
					優良宅地造成認定申請手数料	0
		その他の証明手数料	353,440			
国庫 支出金	国庫 補助金	土木費 国庫 補助金	土木管理費 補助金	1,571,000	ブロック塀等撤去助成事業費補助金	1,156,000
					建築物アスベスト調査助成事業補助金	415,000
			都市計画費補助金	13,175,000	宅地耐震化事業補助金（繰越）	13,175,000
県支出金	県補助金	土木費県補助金	土木管理費補助金	567,000	ブロック塀等撤去助成事業費補助金	567,000
諸収入	雑入	雑入	雑入	76,990	複写料（コピー代）	76,990
合計				23,038,730		

[歳出]

単位：円

款	項	目	節		説明	
			区分	金額		
土木費	土木管理費	建築指導費	報酬	3,213,708	建築審査会委員報酬	0
					会計年度任用職員費	3,213,708
			共済費	551,944	会計年度任用職員共済費	551,944
			職員手当費	265,644	会計年度任用職員費	265,644
			旅費	74,280	建築行政モニター報償費	32,000
					普通旅費	9,580
					会計年度任用職員費	32,700
			需用費	623,639	消耗品費	529,039
					その他	0
					印刷製本費	94,600
			役務費	178,400	保険料及び手数料	178,400
			使用料及び賃借料	2,382,237	建築行政共用データベースシステム機器借上料	290,400
					建築行政共用データベースシステム利用料	1,447,875
					複写機借上料	181,962
	指定道路台帳システム機器借上料	462,000				
	負担金補助及び交付金	2,876,000	日本建築行政会議	100,000		
			全国建築審査会協議会負担金	48,000		
			ブロック塀等撤去助成事業	2,313,000		
			建築物アスベスト調査助成事業	415,000		
	小計	10,165,852				
	都市計画費	都市計画総務費	報酬	1,667,226	開発審査会委員報酬	48,000
					会計年度任用職員費	1,619,226
			共済費	284,265	会計年度任用職員共済費	284,265
			職員手当費	133,386	会計年度任用職員費	133,386
			旅費	254,670	普通旅費	123,930
					費用弁償	1,940
会計年度任用職員費					128,800	
需用費			191,541	消耗品費	190,841	
				その他	700	
委託料			19,762,600	宅地耐震化事業	19,762,600	
負担金補助及び交付金			125,000	開発許可研修会費	125,000	
小計			22,418,688			
合計			32,584,540			

福島市開発建築指導行政年報

令和5年度版

(令和4年4月～令和5年3月)

発行 令和5年6月

福島市都市政策部開発建築指導課

〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1

(024) 525-3764